

第五章 豊かな自然と観光立町

第一節 戦後民主化の波

1 新しい風

朝鮮人の帰還

一九四五年（昭和二十）八月十五日、日本はポツダム宣言を受諾し、第二次世界大戦が終結した。

その知らせを聞いて、真鶴で海軍の採石に従事していた朝鮮人たちは翌十六日には作業員宿舎に集まり、小旗をうち振りながら「マンセー（万歳）、マンセー」といって真鶴の町をねり歩いた。大人も子供も一樣にうれしそうで、朝鮮服を着ている人も見受けられた。真鶴の人々はその姿に改めて新しい時代の到来を思い知らされたのであった。

朝鮮の人たちと真鶴のかかわりは、本編第三章でも触れたように、本格的には真鶴漁港修築に始まる。しかし、終戦という新たな社会状況の出現は、真鶴在住の朝鮮の人々にも、朝鮮に帰り故国の再建と共に歩むか、それとも一応の生活基盤がある日本に残って将来を考えるかの選択を迫ることとなった。

表1 朝鮮人帰国希望者調

(1) 真鶴在住の朝鮮人	
朝鮮人	78名
(2) 帰還目的地別帰還希望者数	
(イ) 北鮮（北緯38度以北）を目的地とする者	なし
(ロ) 南鮮（北緯38度以南）を目的地とする者	
慶尚北道	13名
慶尚南道	26名
全羅北道	4名
全羅南道	4名
計	47名

〔『資料編』822頁（イ）朝鮮人等に関する調査の件1947年3月18日から）

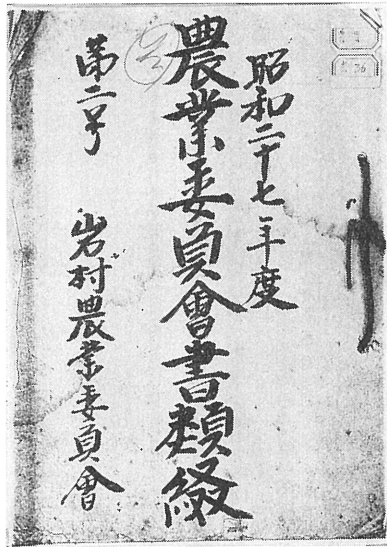
国際化が進み人の移動がますますさかんになるなかで、過去の朝鮮と真鶴のかかわりを見つめ、将来の真鶴を考へることの意味は決して小さくないであろう。

農地改革の進展

農地改革は一九四七年（昭和二十二）から一九五〇年（昭和二十五）にかけて行なわれた農地の所有・利用関係の変革を指して用いられる言葉であるが、それは全国的規模で展開され、日本の農業のあり方、ひいては日本の社会構造に革命的变化を与えるものであった。真鶴地域は、漁業が地域経済の基幹であり、かつ水田耕作が行なわれてこなかったという事情から近隣市町村に比べてもその規模等は大きく

はゼロとなっている。これに対し、南鮮（北緯三十八度以南）への帰還希望者は四七人で、これは在真鶴朝鮮人七八人の六〇％を数えるものである。さらに帰還目的地別統計によって、慶尚南道出身者が多数を占めていたことがこの資料によってわかる。

しかし、真鶴町役場に残された別の綴りは、帰還希望者の大半が結局はその意見を取り消し、真鶴に残ったことを示している。現実には帰還事務を取り扱った役場書類では一九人の帰還者名が残されているだけで、大半の朝鮮人は真鶴に残って生活することとなった。そのことは、一九五四年（昭和二十九）十一月に、外国人登録の切替えがなされ、その際、在鶴外国人の数値が朝鮮人八一人、中国人七人、米国人一人とされているところからもうなずけよう。



1952年度農業委員会書類綴（岩村）

主化の一環として重要な意義を有している。

農地改革は一九四五年（昭和二十）十二月の農地調整法の改正（第一次農地改革）による改革が不徹底だとし、一九四六年（昭和二十一）六月GHQにより農地改革の徹底化に関し政府に勧告が行なわれ本格化した。この勧告を受け同年十月二十一日、農地調整法が改正（十一月二十二日施行）、自作農創設特別措置法が制定（十二月二十九日施行）されたのであった（第二次農地改革）。

その骨子は、(1)不在地主の全貸付地と、在村地主の貸付地で保有限度（都府県平均一ヘクタール、北海道四ヘクタール）を超える部分を国が強制買収してそれを小作農に売り渡す、(2)自作農の農地保有限度を都府県原則で三ヘクタール（北海道四ヘクタール）とする、(3)小作料の金納化と最高小作料率の設定、さらに小作契約の文書化義務づけ、土地取上げ制限強化、耕作権移動を当面知事の許可制とする、(4)農地の買収・売渡しは二か年間で

なかった。しかし、岩村を中心に畑作に関して小作地の自作地への変換は着実に行なわれた。さらに真鶴地域は、戦前から他府県や県内他市町村に住居を有する不在地主が多く、そうした人々の所有する貸付地については政府が直接買収し、それを耕作者に払い下げるという形で、かなりの規模の耕作地の自作地化が農地改革によって進行した。それは当然不在地主側の反発を生み、農地委員会に対し異議申し立てが相次いだ。こうした点から真鶴地域においても農地改革は戦後民

表2 農地委員選挙

町 村 名	有 権 者 数			
	小作(1号)	地主(2号)	自作(3号)	合 計
岩 村	237	31	171	439
真 鶴 町	118	39	142	299
足柄下郡計	5,357	1,172	7,059	13,588
小田原市	5,138	1,125	7,590	13,853
郡市合計	10,495	2,297	14,649	27,441

町 村 名	立 候 補 者 数			
	小作(1号)	地主(2号)	自作(3号)	合 計
岩 村	6	4	4	14
真 鶴 町	7	3	3	13
足柄下郡計	104	59	45	208
小田原市	10	6	4	20
郡市合計	114	65	49	228

完了させること。買収、売渡し計画の作成主体である市町村農地委員会、地主三、自作農二、小作農五とする、等であった。

これを受けて一九四六年（昭和二十一年）十二月に農地委員の選挙が実施されたが、表2はこの時の岩村・真鶴町と足柄下郡全体及び小田原市とそれを含んだ全体の有権者数と立候補者数の一覧である。

この表によってみて、農地改革で大きな影響を受けたのは真鶴町よりも岩村であったことがわかる。ただ当時足柄下郡全体では一九町村あったので、有権者総数を一九で割ると平均七一五人となり、それから見ると岩村や真鶴町の農地改革の規模は近隣町村に比べてむしろ小さかったといえる。

表3は岩村農地委員会が一九五〇年（昭和二十五）度末でまとめた買収農地面積・対価・地主数であり、表4は、同じく売渡面積・対価・売渡された戸数をまとめたものである。

表3 買収された農地面積及び対価と地主数(岩村)

買収年月日	農地面積(反)	対 価(円)	地主数
昭和22.10. 2	33,113	19,047	16
22.12. 2	62,511	28,293	15
23. 2. 2	14,500	10,370	4
23. 3. 2	469,618	140,687	11
23. 7. 2	5,622	1,715	8
23.10. 2	3,812	1,202	1
24. 7. 2	3,719	1,329	4
24.12. 2	2,916	813	2
25. 3. 2	2,111	692	3
合 計	598,202	204,128	64

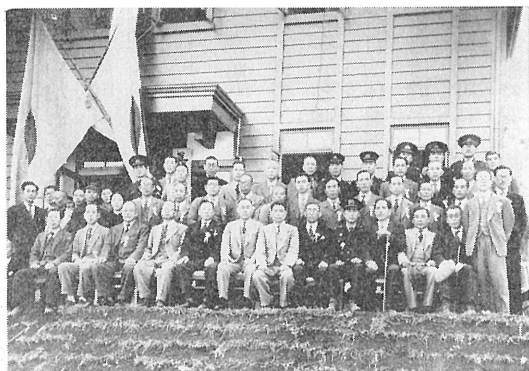
表4 売渡面積及び対価と売渡された戸数(岩村)

承認時期	売渡面積(反)	対 価(円)	戸 数
昭和22.10. 2	43,907	20,385	26
22.12. 2	83,311	43,685	39
23. 3. 2	431,605	124,023	120
23. 7. 2	29,423	13,009	21
24. 7. 2	3,719	1,413	5
24.12. 2	109	40	1
25. 3. 2	4,918	1,573	6
合 計	598,202	204,128	218

員会が神奈川県知事あてに出した農地買収計画承認申請書をみると、一九四七年（昭和二十二）段階ではおおむね、畑の場合賃貸価格の四八倍とされ、山林の場合は畑に換算した場合の価格の一〇〇分の四〇とされた。これによって買収・売渡しの基準価格が設定されていたのである。

こうして真鶴地域にも農地改革の動きは着実にやってきて、農業の近代化の波とともに土地所有形態にも大きな変化が訪れたのであった。

これらの表によって一九四八年（昭和二十三）が農地改革のピークであったことがわかる。さらに売渡しの平均価格が反当たり三三一円強であったことがわかるが、売渡価格は時期によってバラツキがあり一様でない。全国平均では買収・売渡価格は田で賃貸価格の四〇倍、一反田（一〇アール）当たり約七六〇円とされていたので、畑の分安くなっている。ただ岩村農地委



真鶴町警察署落成式（1949年5月）

真鶴町自治体 警察の設置

一九四八年（昭和二十三）三月七日、新警察法が施行され、新たな警察制度が発足した。これは旧警察制度の中央集権的、国家的性格を改め、警察制度の民主化をはかることを目的として設けられたものであった。その内容は人口五〇〇〇人以上の市町村に自治体警察を置き、人口五〇〇〇人未満の町村に国家地方警察を置くというもので、これらの管理を行なうために各々地方公安委員会、国家公安委員会が設置された。

これら警察の関係は対等で、かつ相互の協力が義務づけられたが、その区分を明確にするために国家地方警察は「警察官」と称され、自治体警察は「警察吏員」と称され、また制服も区分するという対応がとられた。

こうした中央における変化は真鶴の地域にも直ちに及び、一九四八年（昭和二十三）当時人口六〇〇〇人を超えていた真鶴町は、新たな警察法が施行された一九四八年（昭和二十三）三月七日をもって、「真鶴町警察職員の定数及び警察の位置、名称管轄区域に関する条例」（『資料編』826頁）を制定、施行し真鶴町警察を発足させた。

自治体警察の管理は、市町村長が議会の同意を得て任命する市町村公安委員会が握っていて、同委員会が任免する警察長と警察長が任免する警察職員（警察吏員）によって構成された。真鶴町では警察長一人、巡査部長二人、巡査四人、そして警察書記二人の計九人によって

運営されることとなった（条例第一条）。真鶴町警察署の位置は真鶴町七四五番地の一で、現在の荒井城址公園駐車場内に設けられた。

真鶴町の警察駐在所は戦前から城口（駅前）に置かれ、町の治安維持の上で住民の信頼を得ていたが、真鶴町自治体警察の成立は警察をより身近なものとしていった。しかし、その存在は当初から大きな問題を抱えてのスタートとなった。

真鶴町警察が成立した翌年の一九四九年（昭和二十四）五月三日、真鶴町新警察署庁舎の竣工式が内外の自治体・警察・産業界の代表者を集めて盛大に行なわれた。だがその華やかさの一方で、財政上の措置をどのようにするかという問題は関係者を悩まし続けていた。

自治体警察の費用については、地方自治財政が確立するまでということで、暫定的に国庫及び都道府県が負担する措置が一九四八年（昭和二十三）七月までとられた。これによって、警察創設費用として、同年七月一日付で真鶴町には六七万円が配分された。しかしこれとて単年度限りで、警察庁舎の新築、敷地の買収費、給与等の警察維持費で約四〇〇万円が見込まれたが、その基本財源は真鶴町の税収である入場税収入二一万円きりという状況が一九四八年（昭和二十三）度末の財政状況であった。真鶴町はこのほかにも新制中学校の負担額として五〇〇万円を予定していて、一般財源のメドも立たず、かつあてにしていた漁業組合からの寄付金も、この時期の不漁によって予定額一七〇万円に対し、わずか二〇万円という状況であった。

こうした状況が現出された背景には、当初から政府、警察首脳部には自治体警察は非効率、不経済だとして旧制度への復活を意図し、国家地方警察を優先したという事情があった。制度発足からわずか四年目の一九五一年（昭和二十六）六月には、市町村が財政的負担に耐えきれないとして、警察法を改正し住民投票によって廃止を

認めることとなった。

真鶴町では法改正を受けて、同年七月三十日、真鶴町議員協議会を開催し、この問題を検討した。この時の話し合いでは、やはり自分たちの警察を持つことの意義を認めるべきということで真鶴町警察の存続が決定された。しかし、町長ら町の執行部は、同年九月三十日までに廃止を決定しないと補助金がなくなるなかで、町の財政はパンクするとして、同年八月二十九日午後八時から真鶴小学校講堂で「真鶴町自治体警察存廃について」とする公聴会を開催し、住民の意見を直接聞いた。その中では、自分たちの警察を持つことによって警察が身近になり是非存続すべきという意見も出たが、町当局は財政上の苦悩を繰り返して訴えた。

この公聴会を受けて、真鶴町議会は「真鶴町警察署を維持しないことを住民投票にかける」ことを翌々日の八月三十一日議決した（『資料編』831頁）。その理由とするところは、真鶴町は自治体警察を維持するために、毎年二一〇万から二三〇万円を使ってきたこと、うち一四〇万から一六〇万円の国からの補助があるが、差引六〇万から七〇万円の支出をしなければならないこと、さらに今後この支出は増加が見込まれるにもかかわらず、一九五二年（昭和二十七年）度からは町漁業権がなくなり、漁業団体からの寄付に頼らざるを得ないこと、その歳入減は数百万円に及ぶ、というようにもっぱら財政事情による自治体警察の廃止を訴える内容となっている。

こうした住民投票への対応は、隣の湯河原町が「自治体警察維持に関する」住民投票を実施（同年九月二十八日）したのとの差をみせている。

いずれにしても、全国で一六〇五あった自治体警察はこの年五六〇に激減した。真鶴町もその流れのうえにあったわけであるが、結局一九五二年（昭和二十七年）七月に新警察法が施行されると、自治体警察は国家地方警察とともに廃止され、警察は都道府県警察に一元化されていった。いわゆる逆コースの一つの確立である。

表5 陸軍復員調査表

(1946年8月25日現在)

足柄下郡真鶴町外二ヶ村

区 分	軍 人	軍 属
内 地	217	1
外 地	106	11
計	323	12

表6 陸軍末復員者調査 (1946年8月1日現在)

足柄下郡真鶴町

	生存確実	生存不確実	生死不明	計
樺太千島		2		2
沖縄		5		5
台湾		1		1
朝鮮		4		4
満州		17		17
南方軍下	2	28	1	31
八方軍下		3	1	4
その他		1		1
合 計	2	61	2	65

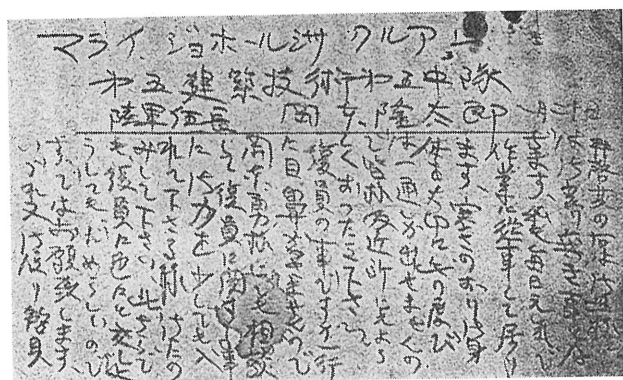
地方自治と民主化の拡大を考える時に最大のネックになるのが自主財源の問題である。自治体警察はその点に前面に出て廃止の理由とされているだけに、今日の地方自治の課題に直結する問題を抱えての廃止であった。

太平洋戦争が終わって一年目となった一九四六年（昭和二十一年）に入ると、徐々にではあるが、戦後の新しい体制の中で生活の再建が本格化していった。

この年の一月に開催された真鶴町議員協議会では、町有の製塩所の経営をどうするか、また真鶴港の修築を県営でやれないか等の問題が話し合われた。十一月一日には真鶴町国民健康保険直営診療所が元港屋という旅館の建物を買収改造し、内科医師一人によって開設された。

しかし、生活の周辺では戦争の傷跡があちこちにみられその解決は大きな行政課題でもあった。その中でも人々の心を痛めたのがまだその生死の実態すらはっきりしない、未復員者の帰国問題であった。

上の表5・6は真鶴町外二ヶ村組合及



岡本隆太郎復員手配のはがき (1947年1月)

び真鶴町が神奈川県地方世話部文書課に提出した報告書である。

表5・6の数の合計はちょうど四〇〇〇人になるが、その一六・二%にあたる六五人がほとんど生死もわからず未帰還というのが戦争終結後一年たった段階での状況であった。

そうしたなか、海外に残された人たちの消息が郵便などによって知ることができると、町は町長名で県の地方世話部に対し復員業務の迅速な手配を依頼している。上記写真は、マライに抑留された岡本隆太郎が早く復員できるよう手配を頼んだはがきで、この知らせが届くとすぐに真鶴町長は県地方世話部長あてに復員手配の依頼を出している。

戦争の爪跡は思わぬところにも残されていた。太平洋戦争の終結直前、真鶴港には決戦準備として海軍の特攻基地が設けられ、豆潜水艦と称された小さな潜水艦が配備されていた。この豆潜水艦は終戦で真鶴にやってきた駐留軍の手によって、魚市場岸壁に曳航され、そこで爆破沈没された。その場所は碎氷機の前で従来、氷の積みおろしが行なわれ、かつ多数の漁船が係留していた所であったが、豆潜水艦の爆破沈没後は全く利用できず、荷物の積みおろしや船の係留に多大の不便をきたしていた。しかし、軍関係のこともであり、かつ真鶴港は県の管理下にあったために、町では手をつけることができなかった。そ

れが一九四八年（昭和二十三）六月になってようやく県に依頼し、その除去作業が行なわれることになった。

一九五一年（昭和二十六）六月二十日に政府は、第一次公職追放解除令を発表した。さらに八月六日には第二次追放解除令が出されると、足柄下郡の町村長会は八月八日から九日にかけて一泊で、公職追放解除者に敬意を表するとして「覚書該当解除者懇談会」を箱根大平台の大平荘で開催した。社会状況は少しずつ安定化を迎えるなかで、前年六月に始まった朝鮮戦争はいよいよ激しくなり逆コースも始まっていた。

一九五二年（昭和二十七）五月十九日、真鶴町は真鶴小学校講堂に町民を集め、戦没者合同追悼式を行なった。これは前年九月八日に締結された対日平和条約（サンフランシスコ講和条約）が一九五二年（昭和二十七）四月二十八日に発効し、日本が独立したのを期して、改めて戦争で死去した人々への追悼を行なうというものであった。それは同時に真鶴地域における戦後の一つの区切りの時でもあった。

2 生活の向上を求めて

沖網漁業権問題のはじまり

従来真鶴町が所有していた沖網漁業権は、沖網経営者に賃貸され、その賃貸料は町の収入として町の財源の柱であり、町にとってはその賃貸を誰にいくらでなすかは重要な問題であった。

すでに第四章第二節で触れたように、貸付期間の満了が迫って次の経営者を決定する段階では、必ずといってよいほど、様々な利害が対立し町を二分しての抗争が繰り広げられてきた。

一九四九年（昭和二十四）十一月二十五日は一九四〇年（昭和十五）から一〇年間にわたって沖網の経営を行ってきた後藤磯吉の貸付期間が満了する日であった。そこで町では従来の慣例により、貸付期間満了の前年の一九四八年（昭和二十三）中に後継の経営者を決定するという作業に入っていたのであった。

一九四八年（昭和二十三）九月になると、新漁業法の制定に向けて県が主催者となって新漁業法の改正の精神と条文内容についての説明会が行なわれた。小田原地区以西の漁業組合役員を集めて真鶴町役場で実施されたが、その席上、漁業制度の民主的改革のために、漁業権が真に漁業自営者に保持されるよう、抵当権設定の制限、相続・法人合併以外の譲渡禁止、貸付け禁止など漁業権を制限物権とする方針が示された。このことは具体的に、現在の漁業権所有者の権利は全部国家が買収し、その買収した漁業権を漁民に下付するというであった。ただ漁業法の制定施行をスムーズに進めるために、漁業権等臨時措置法を施行し、漁業権の現状を二か年間変更しない方針であることも明らかにされた。

さらに、旧漁業法に規定されていた漁業組合、漁業協同組合は、新たに水産協同組合法（一九四八年十二月公布）によって設立されることになった。そのうえで、漁業権の免許は漁業協同組合最優先主義がとられることがはっきりしてきた。

そこで、真鶴町漁業組合は、同年十月、改良網の経営組合を強化した相模湾漁業経営組合を組織し、次期沖網の経営を求めて沖網漁業権の賃貸を町に申し入れた。町では、町の漁民を育成して新漁業権の受け入れ態勢を作らせることは町の将来に有益であるとして、積極的対応でこの申し入れに臨んだ。全議員、漁業者、一般有識者を集めて三回にわたって開催された公聴会では、すべて賛成が得られたので、正式に本会議を開き、全議員の賛成で相模湾漁業経営組合との賃貸契約をなすことに決定した。そして一九四八年（昭和二十三）十一月二十九日に相模湾漁業経営組合に対し、一九四九年（昭和二十四）十二月一日から五か年間沖網漁業権を賃貸する契約を締結した。これは時期的には極めて微妙で、一九四八年（昭和二十三）十二月二日に漁業権等臨時措置法が公布される、その三日前ということになる。これで町や漁業経営組合は、臨時措置法による漁業権の現状を二か年間

不当に変更しないこととする規定の適用はまぬがれたと考えたが、今までの沖網経営者後藤磯吉はこれに納得せず、訴訟上の争いへと発展していった。

沖網漁業権問題の しかし、ここに新たな問題が発生した。それは相混迷から解決へ 模湾漁業経営組合単独では沖網漁場の経営が不可能であるという問題であった。

そこで組合では、一九四九年（昭和二十四）七月二十三日沖網漁場経営体方式と称する共同経営体を編成し、共同経営者を募ることとなった。まず第一候補としてあげられたのは、当時の沖網漁場の経営者であった後藤磯吉であった。しかし、この話は沖網漁場の経営権を組合が持つか後藤が持つかで意見が対立し、同年八月、県の斡旋も不調に終わり、つぶれてしまった。

そこで、組合では真鶴町に共同経営適格者の決定を依頼することになった。これを受けて真鶴町では選考を行ない、一九四九年（昭和二十四）十月三十日、伊東市の太田高之助と甘粕海事工業株式会社の経営者であった甘粕浅五郎の二人を共同経営適格者に決定し、組合に調停書として提出した（『資料編』857～858頁）。

組合ではこれを受けて検討を行ない、組合の条件を容認した太田高之助を、総会を開いて共同経営者と決定した。



ぶり
鯛の水揚げ（真鶴魚市場）

こうした動きに対し、後藤磯吉は同年十一月三日、「漁業権経営継続申入書」を真鶴町長に提出した。その中で後藤は、一九三九年（昭和十四）五月三十一日に漁業権賃貸借契約を真鶴町となし、その契約期間の満了は確かに本年（一九四九）十一月二十五日に来るが、前年（一九四八）十二月二日公布の漁業権等臨時措置法により、漁業権は自分にあるはずで、この法律を根拠として引き続き沖網漁場の経営を行なうことを真鶴町長に申し入れたのであった。

真鶴町ではこの申入書に対抗する形で、同年十一月十四日、神奈川県知事あてに「漁業権賃貸借契約更新拒絶認可申請」を行ない、後藤磯吉への漁業権賃貸借契約の満了と更新拒否の確認を県知事に求めたのであった（『資料編』858～863頁）。

県知事は同年十一月二十二日、真鶴町からの認可申請を認める決定を下し、認可書を交付した。さらに真鶴警察署長からの真鶴町沖網漁業権に関する問い合わせに対し、同年十一月二十九日付で県知事は、「漁業等臨時措置法第五条に基き知事の認可を受けて後藤との契約更新を拒否すれば、相模湾漁業経営組合との契約は実際の効力を発生するものである」とする行政解釈を示した。

これより少し前の十一月二十日ころ、組合側は早暁明けやらぬうちに鰯網の張立位置にあて碇を打ち込み、網の張立ては組合側によって行なわれていた。そして十二月からは組合側では予定通り操業を開始した。このため、後藤側で操業していた者たちは大いに怒り、自治体警察であった真鶴町警察は署長以下七人の署員全員が警戒にあたり、国警小田原署の応援も依頼し、万一の場合にそなえるという事態になった。

事態を重視した神奈川県は、同年十二月三十一日に農林部長が真鶴町を訪れ、元日の朝方横浜に帰るという心配ぶりであった。一方、十二月三十一日には後藤側でも動きをみせ、副知事に対し「沖網漁業の経営について相

模湾漁業経営組合の共同経営者を第一年度は太田氏、第二年度は後藤とする」等、三つの条件を示し調停を依頼した。

しかしながらこうした動きも功を奏さず、後藤は一九五〇年（昭和二十五）一月、横浜地方裁判所に処分取消しと、漁業権等臨時措置法によって漁業権に関する一切の現状を不当に変更することが禁止されているとして、漁業権が新しく下付されるまでは自分に経営権があることの確認を求めて、県と真鶴町を相手に行政訴訟を横浜地方裁判所に提起した。

訴訟の影響は間もなくあらわれてきた。同年五月三十一日、横浜地方裁判所は後藤側の申し立てを受けて、操業停止の仮処分を執行した。これは本訴が確定するまで操業ができないということになり、ちょうど夏網への切替え時で準備した漁具は雨ざらしとなったり、漁夫は失業するわけで町は騒然となった。

ここにおいて、水産庁も調停に乗り出し、県も加わり調停作業が進められた。

同年六月二十一日に湯河原町の天野屋新館で始まった調停作業は、真鶴町からは橋本町長・三木漁業組合長・近藤助役が出席し、水産庁からは志道経理課長・浅井係長、県からは矢板水産課長等が出席、後藤側は大沢・田村の兩人が出席して行なわれた。しかし、この日は後藤が来ず話は進展しなかったが、翌二十二日午後から後藤が出席し、ようやく話が進展していった。その間の微妙なやり取りの一部は『真鶴の十六年』（一九六五年八月八日発行 橋本徳治著 28～34頁）にくわしい。そしてようやく六月二十三日、調停が成立した。その内容の骨子は次のようであった。

一 輪番制として冬網から後藤氏が経営する

二 組合の申し出によって左の条件で後藤はその経営を組合に譲歩する。

イ 補償料は三百万円を支払う。

二か年にわたって続いた沖瀬漁業権問題はここにおいて解決した。それは真鶴町で繰り返されてきた漁業権問題の最後をしめくくるものでもあった。今回の漁業権問題が旧来の漁業法を民主的漁業制度に改正することが一つの引き金になっていることを思えば、やはり戦後処理の一つといえるであろう。新漁業権の免許はその後真鶴町漁業協同組合にもたらされ、今日に至っている。

事務組合の 真鶴町・岩村・福浦村の一町二か村は、一八八九年（明治二十二）以来、真鶴町外二ヶ村組合（一解散と復活 九二七年（昭和二）十月一日に真鶴村が真鶴町となるまでは真鶴村外二ヶ村組合）をつくり、行

政事務を中心に、伝染病予防、隔離病舎の運営、社会事業の共同処理を行ってきた。さらに一九四三年（昭和十八）九月からは青年学校に関する運営も共同で行なってきたことはすでに述べたとおりである。

戦後民主化の流れは前述した自治体警察の設立など、地方分権化を進める傾向にあり、そうした流れを受け一九四六年（昭和二十）七月三十一日をもって真鶴町外二ヶ村組合は解散し、各々の役場を新設して行政事務を行なうこととなった。ただ新制中学校が義務制になったことに伴い、中学校については財政負担の問題から従来の一町二か村が共同で運営した方がよいということで、一九四七年（昭和二十二）四月、真鶴町・岩村・福浦村によって真鶴町外二ヶ村組合立真鶴中学校が開設された。もともとこれは同年八月二十二日、福浦村が分離することによって、改めて真鶴町・岩村中学校組合が同年九月に設立されて、従来同様共同運営が行なわれていった。

一方、各々の町村で行政事務を始めみると、實際上共同処理せざるをえないもの、あるいはそうした方が効率のよいものがいくつかでてきた。従来、真鶴地域を悩ませてきた伝染病予防とそれにかかわる隔離病舎の運営は、保健行政を当面町村が担当する体制上では共同処理せざるを得なかった。さらに一九四七年（昭和二十二）

岩福浦二村

真鶴町から分離

足踏下郷真鶴町は岩、福浦二村を
四へて真鶴町と二村組合を形
してゐるが各町とも財政は果
し、しかもその内容を著しく異
しその間真鶴町にあつては二村
事務のみを處理する現狀にあり
ふるに二村は福浦二村に
あつて交通關係よりするも事務
係を真鶴町に統一し置くことに
する不慮であつて此の意旨より分
離すべきであるとの旨が岩、福浦
両村間に協議しつゝあり協議終
了をまつて具体化するものと見
られてゐる

真鶴町・岩福浦二村分離報道
(1956年3月13日『神奈川新聞』)

ころから行政課題として関心を集めるようになっていたものに、火葬場の建設問題があった。

これは、土葬では将来墓地がなくなり、現在でも困っている家庭があるということで、議会で問題が提起されて具体化が進められていった。その際、やはり従来の一町二か村で共同処理した方が効率的であるということで、真鶴町から岩村・福浦村に相談が持ちかけられ、結果として三か町村組合事業として計画が進められることとなった。

火葬場の計画は定まっても、敷地の選定では地元の反対も根強くなかなか決まらなかったが、関係者の努力によって一九五一年（昭和二十六）に入ると具体化のめどが立ってきた。まず県から建築許可を得るために、審議会に諮らねばならず、その前段として公聴会を開かねばならないということで、同年三月二十六日町役場で公聴会を開き、建築審議委員会のメンバーによって賛否の意見が聴取された。その結果は、再審議ということであったが、その後もねばり強く話し合いが進められ、四月二十八日付で建築許可が下りるところまでこぎつけた。以後、火葬場の建設は順調に進み、総工費八七万円、隣接した隔離病舎の移転もあわせて行なわれ、一九五一年（昭和二十六）十二月二十四日無事竣工式を挙行することができた。

こうした動きのなかで、火葬場の経営も真鶴町・岩村・福浦村の共同経営で行なうこととなり、従来の組合を復活させることが決められた。こうして「組合財産に関する事務」「隔離病舎に関する事務」「火葬場に関する事

務」を共同処理するための真鶴町外二ヶ村組合が、一九五一年（昭和二十六）五月一日をもって改めて設立されたのであった（『資料編』840～841頁）。

生活基盤の充 一九五〇年（昭和二十五）五月、湯河原町は先に都市計画法上の指定を受け、その範囲を湯河実をめぐして 原町としていたが、都市計画事業の統一をはかるため、真鶴町・吉浜町・福浦村・岩村をつけ

加えることとなった。都市計画法上の都市計画区域の指定は、申請を受けて都道府県知事が関係市町村及び都市計画地方審議会の意見を聞き、建設大臣の認可を得て行なわれることになっている（五条三項）。

これらの町村は湯河原町の申入れを受け入れ、一連の手続きを経て同年十二月八日、湯河原都市計画区域を前記三町二村とすることが、建設大臣の告示によって明確にされた。これは一九五四年（昭和二十九）三月に出された神奈川県町村合併試案である鶴銅案が、湯河原町・吉浜町・福浦村・真鶴町・岩村は合併することが望ましいとしていたが、その背景をなしたものとしても注目される出来事であった。

いづれにしても、一九五〇年（昭和二十五）は、こうした動きとかわって都市計画作業が真鶴町や岩村でも本格化した年であった。真鶴町では、建設省が同年八月末を期日として、都市計画法適用市町村における総合都市計画の樹立と、五か年計画の策定を都道府県知事に指示したのを受けて、一九五〇年（昭和二十五）から五四年（昭和二十九）にかけての都市計画事業を策定して県に提出した。

その具体的内容は次のようなものであった。

一九五〇年（昭和二十五）度

火葬場の設置

塵埃焼却場の設置

一九五一年（昭和二十六）度

岬線道路（警察署——札場）の補修

観光道路（琴ヶ浜線——御料林）の新設

プールの設置 大人用 小人用各一

海水浴場 三ヶ所

一九五二年（昭和二十七）度

国有林及町有地内の巡回道路整備

三ツ石までの水道延長及施設の整備

子供の遊び場設置

道路舗装（柳井忠治——魚吟）

下水道工事五ヶ所

一九五三年（昭和二十八）度

真鶴——福浦線新設

一九五四年（昭和二十九）度

真鶴——岩線新設

その他観光施設として釣堀や水族館も計画され、その費用は総計五三〇四万円が計上されたのであった。これらの事業は年度を追って実施され、戦後の真鶴町の基盤づくりに大きな役割を果たした。

一方、町営診療所（真鶴町国民健康保険直営診療所）は、一九四六年（昭和二十一年）十一月に開設されて以来、国民健康保険事業の一環として運営されてきたが、町民の診療所への信頼は厚く、隣接の町村からも患者が集ま

第5章 豊かな自然と観光立町

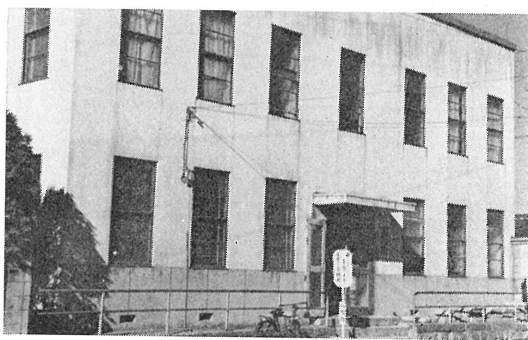
表7 町営診療所の利用状況
(1953年4月1日から同年
12月31日まで9か月)

区 分	外 来	入 院
国保関係	753	19
国 保 外	661	23
合 計	1,396	42
受 診 率	149%	

り、一九五〇年代に入ると受診率も一七〇%を示すほどになった。ただ一九四八年（昭和二十三）十一月から国民健康保険事業は、公営で運営することになり、基本的には町に入る国民健康保険料の収入とその事業の収益によって運営されることとなったが、保険税への理解がなかなか得られず未収金も多く、診療所の経営は町の一般会計からの補填によってまかなわれるという状況も続いていた。さらに町の関係者を悩ませていたのが、医師の定着率の悪さであった。

こうした問題を抱えながらも、関係者の努力に支えられて町民の信頼を集めてきた町営診療所であったが、一九五四年（昭和二十九）一月二十二日午前八時、不注意から出火し、またたく間に全焼してしまった。死傷者や類焼がなかったのは不幸中の幸いであった。

さっそく関係者によって再建計画が立てられ、国と県の補助金五一〇万円、起債許可五〇〇万円をもらい、総工費一三〇〇万円をかけて、鉄筋コンクリート二階建て、建坪四九五平方メートル（一五〇坪）の診療所が再建された。一九五五年（昭和三十）五月下旬の落成式の後、同年六月十六日から、内科・産婦人科・眼科の三科をもって診療を再開したのであった。



真鶴町立診療所（1955年）

第二節 進む町づくり

1 漁港の整備

キティ台風 一九四九年（昭和二十四）八月三十一日は、朝方から風雨が強く、真鶴港内も高波があふれていた。来襲した。

真鶴地方は一九四七年（昭和二十二）九月十五日にはキャサリン台風に見舞われ、そのちょうど一年後の一九四八年（昭和二十三）九月十六日、今度はアイオン台風が関東地方を襲い、相模湾内の定置網は全滅という被害を与えていた。ようやくその復旧がなったところへ、またまた一年後に台風に見舞われ、真鶴地方は大被害を受けることとなった。これがキティ台風である。

キティ台風が相模湾を直撃するらしいとの情報は八月三十一日早朝には出されていて、午後二時には横浜測候所はキティ台風来襲の特別警戒を出して注意をよびかけた。しかし、このころ真鶴地方ではすでに大規模な被害が発生していた。

この日の正午には次々と襲い来る高波の前に、あっという間に北防波堤は崩れ始め、突堤も流されてしまったのである。相模湾の高潮は最高一〇メートルを数え、岸壁を引きちぎり、海岸道路を押し流し、漁船を海岸通りにもち上げ、海岸通りの民家を押つぶしていった。キティ台風が相模湾から小田原の海岸に上陸した八月三十一日午後八時ごろには、風速三〇から四〇メートルに達し、翌日の明け方まで人々はひたすら台風の過ぎるのを

待つしかすがなかった。

明けて九月一日、神奈川県では県下一帯に災害救助法を適用し、特に県下最大の被害地となった小田原市には医薬品四〇〇人分が急送され、日本赤十字社からは医療班が急派されるなど、関係機関は全力をあげて復旧活動に取り組み始めた。

台風一過の晴天下、二六年前の関東大震災と同様、九月一日に真鶴地方の人々は再び自然の猛威を眼前に見せつけられたのであった。自慢の灯台は倒れ、真鶴港は磯河原となり果てていた。

それではその被害状況はどのようなものであったろうか。台風来襲の翌日九月一日の夕刻には、役場関係者の手によってさっそく災害報告が書きとめられた。

一九四九年（昭和二十四）九月一日災害報告書	
北防波堤	全壊 一五〇米 一〇、〇〇〇万円
南防波堤	半壊 三、〇〇〇万円
突堤	全壊 八五〇万円
琴ヶ浜線	全壊 一、一二〇万円
塵芥焼却場	全壊 一二〇万円
造船場護岸及船揚場破損	一六八万円
（建物及船舶を含まず）	



キティ台風による被害を受けた真鶴港（1949年9月）

港内浚渫	三、〇〇〇万円
道路損傷	四ヶ所 六・五万円
魚市場附近護岸舗装	七四〇万円
魚市場建物	四三万円
東船引揚場	五四〇万円
西船引揚場	四三八万円
正面岸壁上張破壊	四五六万円
合計	二億四八二万五千円 (マ)

この数値には漁船や民家の被害額は含まれていないし、灯台の被害も含まれていない。真鶴町が国や県から補助金を交付してもらったための見積りであり、その点は少し割引いて見る必要がある。ただ同年九月十八日にキティ台風被害復興の工事設計書の査定が運輸省によって行なわれ、その結果一億七三七二万円が認定されているのを見ると、それほど数値は違っていないといえる（『真鶴の十六年』一九六五年 橋本徳治著 17～23頁）。

一九四九年（昭和二十四）九月以降は、折しも湧き上がってきた沖網漁業権の処分問題とこのキティ台風被害からの復興という大きな課題を抱えて町づくりが進められていった。

真鶴漁港の再修築 キティ台風で完全に破壊されてしまった真鶴漁港の再修築は、真鶴町が早急に取り組まねばならない課題であった。

真鶴漁港再修築にあたっては、小田原港湾調査事務所の鈴木一二・鈴木博仁の兩人が設計にあたり、運輸省の査定も通り、同年十一月から魚市場前の突堤工事を手はじめに、琴ヶ浜線の町道復旧工事、そして港の修築工事



真鶴港災害復興記念碑（1954年4月）

と次々に実施されていった。

真鶴港復旧事業を行なうについては、その事業主体はどこかが、当初大きな問題となった。その被害の規模からいって真鶴町の直営で実施することは不可能であり、町としては一九二七年（昭和二）から行なわれた真鶴漁港修築と同様、国庫補助と県費による事業を希望した。そのうえで、県営事業としての執行もあわせて関係方面に依頼したのであった。その場合でも地元負担分が六分の一残ることになるので、その分の免除を認めてもらうことが町側としては重要な課題となった。

この点は、地元選出の中井一郎県議の援助もあり、真鶴町の財政力では二億円を超える復旧費の六分の一を地元が負担すれば財政上町は破綻すること、また前年のアイオン台風において県管理の早川河川の災害復旧工事が地元負担なしで実施されたことなどをあげて当局の理解を求めたところ、地元負担六分の一免除が認められたのであった。災害復旧費は当初一億七三二万円とされたが、その後物価の急騰もあり、一九五四年（昭和二十九）三月に竣工した時には総工費二億三〇〇万円となっていたことを思えば、真鶴町としては非常に有り難い決定であった（『真鶴町の十六年』一九六五年 橋本徳治著 25～28頁）。

こうして県営事業として真鶴漁港の再修築が行なわれることが決まると、早速真鶴には真鶴港湾災害復旧事務所が設置され、本格的に復旧事業が開始された。工事を担当した横浜

市の関東海事株式会社は、工事完成までの四年半、起重機船を真鶴港に設置し、七人の乗組員が交互に機械を動かした。彼らは何度か海に落ちたりしながらも、起重機船を使いこなし、一九五四年（昭和二十九）一月二十三日無事横浜に帰っていった。

当初、防波堤の位置を変えて、港の出入り口を崩れた灯台の北側とする案も出されたが、従来通り、北防波堤と南防波堤を設け、港口は以前より狭くして高波に備えるという方針で事業が進められた。その結果、北防波堤・東防波堤・突堤・北船引揚げ場等の完成をみ、さらにこの間港の浚渫しゅんせつも行なわれ、今日の真鶴港が完成したのである。

一九五四年（昭和二十九）四月初、神奈川県知事主催による真鶴漁港修築記念式典が、数百人の来賓を集めて真鶴会館敷地跡で盛大に行なわれ、西雀島にはキティ台風災害復興記念碑が建立されその除幕式も行なわれた。

灯台の再建

北防波堤灯台は昭和初期に据え付けられて以来、キティ台風で倒壊するまで二〇年近く真鶴の港を照らしてきた。もっともキティ台風来襲当時は故障で点灯していなかったが、灯台の存在は真鶴港のシンボルでもあった。

従来から灯台の管理は海上保安庁の灯台局が担当しており、その倒壊後の再建は海上保安庁によって行なわれることとなった。灯台は海の守りとして真鶴漁民を中心に一日も早い再建が切望された。その要望を受けて、海上保安庁では、一九五一年（昭和二十六）度に北防波堤が復旧すると同時に、灯台の復旧整備に着手した。総事業費一六〇万円で、そのうち灯塔設備は県が委託を受け、委託工費六一万八〇〇〇円で施工された。防波堤工事も県が直営で行なっており、復旧工事のやり方としては好都合であった。

工事は順調に進み、一九五二年（昭和二十七）三月までには完成をみ、北防波堤突端（北緯三五度九分、東経



再建された真鶴港灯台（1952年4月）

一三九度九分）に、平均水面より灯火の中心まで一四・二八メートル、光源三〇〇ワット自動管制器を備え、閃紅光毎三秒明暗、光達距離一二・五海里のアセチレン灯台が再建された。そして同年四月一日から点灯を開始したのであった。

灯台の再建は真鶴や周辺の漁業関係者にとっては、本当に有り難い話ではあったが、人々の希望はさらなる灯台の増設にあった。キティ台風で灯台が倒壊し、その再建が話題となった時、神奈川県土木部では「航路標識の新設改廃に関する調査」を行なった。これに対し真鶴町は、一九五一年（昭和二十六）四月十一日付で回答を行ない、

- 1 北防波堤南端（港口灯台）
- 2 真鶴岬尖端の高台（灯台）
- 3 港内突堤の尖端（灯柱）
- 4 波除堤の尖端（灯柱）
- 5 真鶴岬三ツ石の海中（立標）暗礁の所在明示の五か所をあげ、その建設、設置を要望した。

このうち、1の港口灯台は前述したように間もなく完成し、機能しはじめたが、2以下はまったく手がつけられなかった。しかし、2の真鶴岬尖端の高台に灯台を設置してほしいという要望は強く、その後一九五三年（昭和二十八）一月には真鶴地域を管轄する第三管区海上保安本部長あて

に陳情書を出し、さらに同年十二月に神奈川県土木部河港課が行なった「航路標識に関する世論調査について」でも改めてその位置に灯台を設置してほしいという希望を表明している。

その理由とするところは、夜間航行において、港口灯台は房総半島方面からの船舶には標識として非常に恩恵を受けているが、伊東・下田等の伊豆方面からの船舶は灯光が真鶴岬にさえぎられてまったく利用できないので、夜間航行は危険が増し、その問題を解決してほしいというところにあった。従来は真鶴岬の中央部にあった航空灯台が標識となったが、戦後それも取り壊され標識を失ったという事情もあった。特に真鶴岬尖端の笠島（三ツ石）沖には暗礁があり、過去幾度か事故も起きており、それへの不安も大きいものがあった。しかし、こうした要望にもかかわらず、真鶴岬の高台に灯台を設置する件は実現をみることなく今日に至っている。

港をとりま
く環境

ここに真鶴町長が神奈川県土木部河港課長あてに一九五三年（昭和二十八）四月十八日付で提出した港湾調査の一部がある。港を取りまく事項に関するものうち、おおむね一九四八年（昭和



灯台及び灯柱の建設要望場所
(1951.4.11 真鶴町から神奈川県土木部への回答より)

第5章 豊かな自然と観光立町

表8 降雨・降雪及び荒天日数

年度		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合 計
昭和24	降 雨	6	9	7	10	9	10	13	10	12	14	14	8	122* ¹
	荷役不能日数	3	7	7	8	7	8	7	5	8	10	9	5	84* ¹
25	降 雨	5	9* ²	6	11	9	15	8	14	10	9	11	7	114* ²
	荷役不能日数	3	4	4	10	8	11	7	9	8	8	9	6	87
26	降 雨	4	8	7	10	8	7	16	6	16	7	8	7	104
	荷役不能日数	3	6	6	7	6	7	10	4	10	5	6	5	75
27	降 雨	4	6	7	10	5	5	8	7	10	8	5	4	79
	荷役不能日数	3	3	5	4	2	4	7	5	7	5	3	2	50

備考 ①荒天1はキティ台風（S24.8.31）による。

②荷役不能日数はキティ台風による荒天以外はすべて降雨による。

*1（荒天を1含む） *2（降雪1を含む）

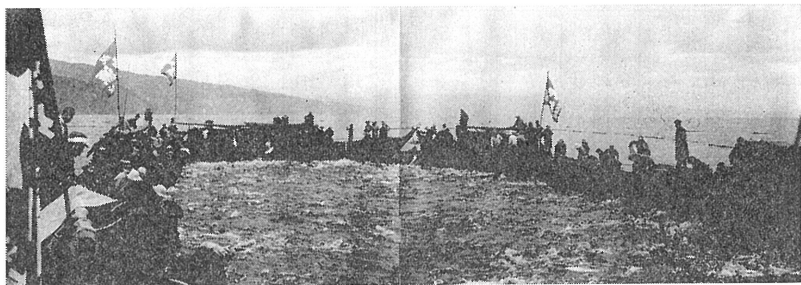
表9 気 温（1948年から1952年まで観測）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平 均	7.3	8.9	11.4	15.7	19.5	21.2	24.5	25.0	22.3	21.0	14.0	10.7
毎 月 最 高 気 温	10.1	11.6	12.2	17.3	21.4	23.8	29.2	29.4	27.3	27.0	16.3	13.2
毎 月 最 低 気 温	3.1	3.6	3.3	7.2	14.7	17.8	22.3	22.9	18.6	13.1	8.3	4.4

二十三）から一九五二年（昭和二十七）にかけての状況をかいま見ることができる。

表8をみると、年によって年間降雨日数に大きな違いがあることがわかる。また月別降雨日も年によって様々であるが、四月と九月はこの四年間をみる限り比較的雨が多い月であることがわかる。これに対し、六月は雨の多い年とそうでない年に大きな差があることに気づく。年間を通して雨が少ないのは、一、二、三、五、十二月とみることができる。

漁業にとっては天候をはじめとする気象条件は、漁の大漁・不漁にもかかわって重要なもの



どり
鯛の豊漁（岩江漁場鯛大漁記念アルバムより）（1954年4月）

であった。船の出漁にも直接かわってきた。それは一面では自然に従って生きていくという気質を作っていたともいえる。肌を刺す寒気に耐え、荒天と闘い、来る日も来る日も黙々と漁労に専念し、大漁の目を待つののである。それ故、大漁の喜びはひとしおであり、その収獲を正確に記録し、それを伝えていくよりも、その喜びをみんなでただちに分かち合うという姿勢が強い。この点は農業地域の人々が、歳時記を事細かに残し、次年度以降に物事を伝えていくのと対照的である。しかしながら豊漁が続くことは、また不漁がくることも覚悟しなければならぬ不安と同居していた。

一九四七年（昭和二十二）以降、寒気が来るとともに、岩江漁場、真鶴漁場をはじめ、西相地区の漁場は鯛の大漁で毎年にぎわった。『神奈川新聞』のこの間の真鶴・岩漁場の鯛豊漁（どり）の記事を拾っただけでも、次のような記事を目にすることができぬ。

一九四七年（昭和二十二）二月五日の記事は、前月十八日に真鶴漁場で一万五〇〇〇尾の鯛の大漁を見たこと、そして記事の前日の二月三日朝、岩、米神漁場で三十余万尾入ると報じた。一九四八年（昭和二十三）四月八日の記事は、鯛三万尾が小田原魚市場に水揚げされたこと、そして各漁場と並んで、四月四日には岩で鯛八〇〇〇尾が水揚げされたことが報じられた。一九五一年（昭和二十六）二月二十三日の記事は、寒ブリの漁獲がようやく本調子という

見出しで、岩江漁場の二十二日の朝網には二五〇〇本が水揚げされ、小田原魚市場で一本二万数千円で飛ぶように売れ、ほとんどが東京方面に出荷されたと伝えた。三月二十九日には、こうした魚の高値に町民が抗議の声をあげたことも報じられた。以後一九五二年（昭和二十七）三月、一九五三年（昭和二十八）十二月、一九五四年（昭和二十九）四月と、毎年鰯の豊漁は新聞記事をにぎわせた。

こうした豊漁続きを記念して、岩江鰯網経営組合では「昭和二十九年四月二日朝網 鰯大漁記念 岩江漁場」と題するアルバムを作り、四月一日夕刻から二日にかけて、約三万尾近い鰯を三回に分けて捕獲した様子を世に伝えたほどであった。しかし、一転して一九五六年（昭和三十一年）になると不漁が漁場を襲った。同年四月二十九日の新聞は、「ことしのブリ漁総決算」と題する記事の中で、当てはずれの岩江・真鶴漁場として、特に岩江漁場は始まって以来の不漁と報じたのであった。

2 真鶴半島の開発

国有林の払い下げ

真鶴半島の岬一帯を真鶴地域の人々は御林と呼び親しんできた。江戸時代より以前は村有であったが、小田原城主の支配が真鶴にも及ぶようになるとその所有下に入った。明治に入ると皇室の御料林に編入され、帝室林野庁の管理下で森林の保護育成がなされてきた。太平洋戦争の終結とともに御料林のあり方も大きく変化し、一九四七年（昭和二十二）、御料林・農林省所管都道府県国有林・内務省所管北海道国有林がいわゆる林政統一によって国有林とされると、真鶴半島の御林約三三ヘクタールも国有林として農林省外局の林野局の管轄下に入った。

観光立町をめざす真鶴町（村）では、大正時代から真鶴岬の開発が観光開発の中心となるとして、岬の開発に



国有林払い下げ記念碑 (1955年4月)

力を注いだ。しかし、岬周辺に遊園地等のレジャー施設を造るとなると、御料林の一部の払い下げを受けざるを得ず、これが障害となって岬の開発は遅々として進まなかった。一九二七年（昭和二）から始まった奥村金作による岬の遊園地設置計画も、岬への道路の設置や水道管の敷設等周辺整備はかなり進み成功するかに思われたが、結局は御料林の一部払い下げができず、その計画は立ち消えとなってしまった。

太平洋戦争が終結し、少し社会が落ち着きを取り戻し始めた一九四六年（昭和二十一）三月十一日、真鶴町会議員協議会が開かれた。議題として取り上げられた御料林の払い下げについて真鶴町外二ヶ村組合長は次のような報告を行ない了解を求めた。それは、過日、助役を帝室林野局に出張させ、御料林の払い下げの願書を提出してきたが、先日返事が来て「詮議ナリ難シ」と書類が返されてきたこと、かくなるうへは連合軍を通じて御料林の払い下げを行なうのも一案と考えられ、福浦村出身の某氏の知人が連合軍等とも知り合いが多いということで、この人物に交渉を依頼したいが、その条件として同氏がレンガ製造に燃料用材が欲しいということで、払い下げ実現の節には御料林の木材を譲渡してもよいか、というものであった。これに対し、議員からは魚付保安林に影響がないこと、また年限と数量を制限して承認すべきことが出され、それをふまえて交渉にあたることが決められた。

このように、戦後すぐから御料林の払い下げ運動は様々なルートを通して行なわれたが成功しなかった。そう

したなか、一九五一年（昭和二十六）に国有林野整備臨時措置法が成立すると、にわかに具体的な動きが出てきた。それは、当時衆議院副議長であった岩本信行からの連絡で本格化した。岩本には一九五〇年（昭和二十五）ころから真鶴岬の国有林払い下げは依頼してあったが、一九五一年（昭和二十六）八月八日、「ハライサゲノケン九ヒアサコイ イワモト」の電報をもらい、町長・助役・議長が急きょ上京し、東京営林局と交渉が始まったのである。

一方、真鶴町議会内には国有林払下対策委員会が設けられ、町長らとともに払い下げに尽力することとなった。この運動は功を奏し、一九五二年（昭和二十七日）七月二十三日、待望の払い下げが実現することとなるが、その間の経緯は、当時の真鶴町長であった橋本徳治の著作である『真鶴の十六年』（昭和四十年八月八日発行、40～48頁）に詳しい。

払い下げ価格は時価で評価して決定され、真鶴岬の国有林約三三ヘクタールは、立木も含め一九五二年（昭和二十七日）で一九〇〇万円と評価された。公共団体への払い下げの場合、最高六割までの控除が認められるが、真鶴町にはこの特別控除が適用され、売却価格は七六〇万円と決定された。しかしそれでは高すぎると関係筋を説得して回り再調査にこぎつけ、六三三万九七円という修正決定を受けたのであった。この金額も本来では町にとってすぐに払える額ではなかったが、一九五〇年（昭和二十五）漁業法の改正で、町有漁業権が国に買収される形となり、その補償料として町に一二八万八〇〇〇円が入ったため、その資金をあてることができたのである。本来、この補償料は国債で支払われ、五か年後に現金化されることになっていたが、漁業施設には優先資金化ができ、魚付保安林を買い取るということですぐに現金化できたのは幸運であった。

払い下げが成った結果、従来「官林・岬」とされていた真鶴先端部分は、一九五三年（昭和二十八）十一月三

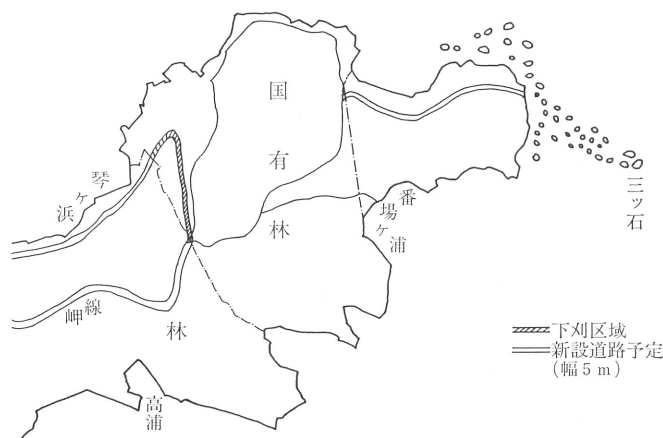
日からは「岬」と字名を変更し、同年十月九日に出された神奈川県告示第五十四号によって確定した。町では一九五五年（昭和三十）四月一日、現在の石の広場から御林の高台に至る入り口に町有林記念碑を建立し、国有林払い下げの概略を記して、その意義を広く世人に伝えることとなった。

観光道路の完成

真鶴岬の国有林払い下げが具体的に動き出した一九五一年（昭和二十六）は、払い下げ後の観光開発をにらんで道路網の整備が始まった年でもあった。

「まず道である」。真鶴町長を一九四八年（昭和二十三）十一月から一九五四年（昭和三十）十月まで四期一六年間勤めた橋本徳治は、その著『真鶴の十六年』の中で「観光の真鶴を思う」という一節の冒頭をこう書き始めた。これはまさに時宜を得た言葉で、以後真鶴地域を取りまく道路網の整備、拡充は次々とはかられ、それにあわせて、真鶴の町は善きにつけ悪きにつけ、大きく変貌をとげ観光開発につき進み、今日の真鶴町の姿が出来上がっていった。

一九五一年（昭和二十六）四月には、真鶴町は神奈川県知事あてに県道路線変更申請をなし、従来真鶴駅裏を通過して



1950年（昭和25）6月5日真鶴町長より小田原営林署長に提出した「御料林内竹の下刈許可申請」添付図面
今日のような道路がまだなかったことがわかる。



＜岬－琴ヶ浜＞循環道路完成（1951年）

いた県道（旧下田街道）を駅前に通して国鉄との連絡の便をはかることを要請した。その理由は、近時内外の観光客が増加し、団体バスが終日列をなす状態が続いているが、従来の路線は曲折が多く危険であり、かつ時間がかかるので、産業・運輸観光開発のためにも真鶴駅前を通り小田原方面から吉浜・湯河原方面に至る道路の整備が必要であるとするところにあった。さらに福浦村と吉浜町の境にある通称船付坂は難路で、旧軽便鉄道（福浦小学校側を通り吉浜町に至る道）を改修し、それに真鶴駅前を通る道をつなげることも要請した。

その後、この要請は受け入れられ、真鶴町と周辺地域を結ぶ幹線道路たる国道一三五号線は今日のように、真鶴駅前を通り旧福浦小学校側を経て吉浜に至る姿をみせるようになったのである。

一方、琴ヶ浜を通る町道琴ヶ浜線は、一九四九年（昭和二十四）八月三十一日のキティ台風の来襲で、全線流失という大被害を受けたが、一九五〇年（昭和二十五）・五一年度にわたって復旧作業が行なわれ、国庫補助と地元負担をあわせて総額九十一万四〇〇〇円をもって完成し、国有林の下まで一九五二年（昭和二十七）三月には開通した。

こうしたなかで、真鶴岬の尾根筋を走る町道真鶴岬線は、一九二七年（昭和二）ころから奥村金作らの観光開発計画とともに整備されてきていたが、御料林の時代はそこに道路を延長することができなかった。しかし、御料林が国有林になり、その払い下げの話が具体化し

てくると、払い下げ後をにらんで道路の建設も具体化してきた。

一九五〇年（昭和二十五）八月に、同年から一九五四年（昭和二十九）の五年間にわたる都市計画事業が策定されると、一九五一年（昭和二十六）度には町道琴ヶ浜線の終点から国有林内を通り、町道真鶴岬線に接続する観光道路の建設がその中に組み込まれた。そして、従来の町道真鶴岬線の補修整備も同時に定められた。

岬線に連結する観光道路の新設は、右の一九五一年（昭和二十六）度から三か年継続事業として実施された。中小都市計画事業として位置づけられ、県営事業として実施されたが、当時は町にこの地帯が払い下げられていなかったので小田原営林署の許可ももらわねばならなかった。実際の工事も難工事であったが、関係者が最も気を使ったのは、松や楠の^{くすのき}大木をいかに保存するかということであった。何度か設計変更を行ない、松や楠の大木を中央に残し、道路をその両側につけるという方法で観光道路を完成させたのは一九五三年（昭和二十八）度であった。

こうして、大型バスも釈迦堂を通り真鶴港を見下し、半島の尾根づたいに伊豆の海と相模の海を交互に眺めながら御林に入り、その森林を抜けて琴ヶ浜の海岸に下り、さらに貴船神社、^{しののわや}鵜窟を経て町の中心を通って再び駅にたどり着くことができるようになった。

観光道路の新設・整備は、道路周辺の開発・整備も促していった。一九五四年（昭和二十九）四月、県立公園の指定を受け、いよいよ観光立町は本格化していったが、その原動力は確かに、「まず道」であった。

温泉湧出の夢

国有林の払い下げが成って、観光開発が具体的日程にのぼってきた時、再び注目を集めたのが、温泉試掘の話題であった。

近隣に湯河原や熱海、さらに箱根といった温泉地域をひかえた真鶴町から温泉が出ないかというのは、真鶴人

の長年の悲願であつた。

すでに第四章第三節の3で触れたように、真鶴町では松本町長時代の一九三五年（昭和十）にしとどのわや 礪窟付近と岩村小学校裏手が有望ということで温泉の試掘を行なったが結局失敗に終わっている。その後、個人として温泉試掘を行なう者は何人かいたが、いずれも空振りに終わり、戦争の激化とともに温泉試掘は途絶えていた。

それが再び本格化したのは、国有林払い下げが確定になってきた一九五二年（昭和二十七年）からであった。真鶴町では観光開発の目玉として、温泉の湧出に期待をかけていたが、放射能探査の技術をもって温泉の発見が可能かもしれないという情報を得て、一九五二年（昭和二十七年）五月、平塚の農林省農林技術研究所の落合技師に温泉調査を依頼した。その結果、磯崎から小学校下を通り、幸路ヶ坂、駅裏の西念寺に至る断層線が発見され

いよいよ試掘

實現するか真鶴温泉

ボリリングを試みたわけ。当日は町の普出売とあって花火を打上げて賑わった。

現有秋三十二町歩をふくむ景勝地
景勝半島の松上げを受けて観光地
として増足、黒川重平隊長兼政治
研究所教官の手で温泉地の電波測
探を完成した結果、有温の折紙
をつけられたもの。

町實地調査町の開発を目指し、東海温泉は温泉（湯沢温泉）一町観光協会、組合員九十二名、出資金百六十二万円の手てとり収める標準に千二百万の

真鶴温泉試掘記事

(1952年12月9日『神奈川新聞』)

た。報告書によってこの断層線上の地域での温泉湧出の可能性が高いと判断した町当局者は、県に温泉試掘の認可申請を行ない、早速その認可を得た(『真鶴の十六年』一九六五年八月八日発行 橋本徳治著 57～59頁)。

許可を得ると、温泉試掘を行なう組合をつくって、これに町が補助金を出すという形で具体的作業が進められることとなった。一九五二年（昭和二十七年）八月、真鶴温泉試掘組合が設立された。組合員九〇人、出資金六三万円のこの組合には、二〇万円の補助金が真鶴町から与えられ、もし温泉が出た場合には、磯崎の町有地約六六〇〇平方メートルがこの組合に貸与さ

れることになった。

同年十二月八日朝一〇時、探査の結果放射能線が最も高く検出された、磯崎の熊本武治宅の庭先が最適地として、ここにおいて試掘着工式が行なわれた。当日は、町の再出発を期して花火も打ち上げられるにぎわいぶりであった。しかし、七〇〇メートル以上掘ったところで、地盤が軟らかになり土砂崩れが始まった。掘ると土砂崩れが起きるという繰り返して、そのうち温泉掘りに最も重要な鑿^{かま}を落としてしまい、とうとう中止のやむなきに至った。出資者には出資金の払い戻しをして組合は解散するという結果に終わったのであった。

その後、真鶴温泉株式会社が幸路ヶ坂で温泉試掘を行なったりしたが成功しなかった。一方、合同証券社長佐藤和三郎とは、一九五五年（昭和三十）初めから、真鶴岬の観光開発を手がけてもらうことで話が進んでいた。

同年四月には、佐藤は独自に立てた真鶴岬半島観光開発事業の一環として、現在のケーブパレス入り口手前の海岸べりで温泉試掘を開始した。この事業は翌年三月、真鶴町と佐藤和三郎が正式に町有土地貸付契約書を結んだ際に、佐藤から真鶴町に提出された真鶴観光事業開発計画書の中でも、第一期工事の柱の一つとして期待がかけられていたものであった。新式のロータリー式の機械で約三六〇〇メートルほど掘り下げたが、海水の浸入が激しく、温度の測定もできないまま中止されてしまった。

こうして、真鶴町における温泉湧出は、またしても夢と消えてしまったのであった。

県立公園の指定

一九四八年（昭和二十三）になって、政府が既存の国立公園の拡充、あるいは国立公園の新指定を行なう計画であることを知った湯河原町・真鶴町・吉浜町・福浦村・岩村・片浦村の西相三町三か村は、同年五月、相次いで国立公園地区編入に関する決議を行なった（『資料編』⁸⁶³頁）。

富士箱根国立公園は一九三六年（昭和十一）二月一日に国立公園の指定を受けていたが、その節にも真鶴や湯



県立真鶴半島自然公園標識（琴ヶ浜、1954年4月）

河原の諸町村はその中に編入されることを求めたが実現しなかった。それから一二年を経て、国立公園をめぐる新たな動きが出てきて、これらの町村は富士箱根公園への編入運動に再び乗り出し、西相三町三か村長の連名による「西相地区 国立公園編入請願書」をもって関係機関に請願を行なった。

しかし、結果的にはこの運動は成功せず夢と消えた。その後、富士箱根国立公園は一九五五年（昭和三十）三月十五日、伊豆地区を追加編入して、富士箱根伊豆国立公園と名称を変え、今日に至っている。

国立公園への編入が難しい状況となるなかで、真鶴町では真鶴半島の観光開発をさらに進めるために、真鶴半島全体を真鶴半島公園と命名し、その神奈川県立公園への指定をめざすこととなった。この運動は一九五三年（昭和二十八）に本格化し、同年八月三十一日には正式に神奈川県に対し、一本松―里地―中山から御林を経て岬の先端までの約四九ヘクタールを県立公園に指定するよう申請を行なった。

この件は、同年七月二十七日の貴船祭りに、当時の内山知事や担当者等の来鶴を得て、スムーズに進み、翌一九五四年（昭和二十九）四月十六日をもって県立公園の指定を受けることとなった。神奈川県が観光県として観光開発に力を入れていた時期と重なり、真鶴町としてはタイミングがよかったのであるが、県立公園の指定は真鶴町としては、また別な面で重要な課題の解決をにらむものであった。

それは、真鶴半島の尾根筋を走る町道真鶴岬線の県道編入という問題で

あった。これはさらに、真鶴町自体の観光立町の方角の中で、真鶴駅から半島の尾根を通り、御林を経て琴ヶ浜に降り、町中を経て再び真鶴駅に戻る路線全部を県道に編入してほしいという希望も含まれていた。この件は、当初県の担当者は難色を示し、なかなか話が進展しなかったが、町村合併を経て新制真鶴町が成立した後の一九六〇年（昭和三十五）四月一日付で、真鶴半島公園線として県道編入が認められ、その願いがかなえられた。それは町の財政からみれば、道路維持費の大幅軽減となり、町の活動の幅を広げることとなったのであった。

真鶴半島公園の県立公園指定がなされた翌日、一九五四年（昭和二十九）四月十七日は、内袋観音に降りる道はひととき華やいだ雰囲気に含まれた。前年に宿願なって払い下げられた町有林の一角に、岩村在住の石材彫刻家八柳五兵衛の手によって、以前からあった彫りかけの観音像が新たに完成され、その完成祝賀式が盛大に行なわれたのであった。以後、毎年四月十七日は内袋観音の例大祭日として、稚児行列、演芸大会、相撲等が行なわれ、亀ヶ崎や黒崎の地に観光施設がつくられる先鞭がここにつけられることとなった。

紆余曲折す 一九二八年（昭和三）八月十三日、真鶴町外二ヶ村組合長松本赳と、奥村金作（真鶴町字岬一一の岬の開発 七五）及び奥村千吉（大阪市住吉区天王寺町一一九七）は真鶴町遊園地契約をなした。

これは、真鶴半島の御料林の部分をはさんで一本松・中山・山下の町有地と真鶴岬先端の町有地を真鶴町は同年八月十三日から一九八八年（昭和六十三）八月十二日まで六〇か年にわたって貸し付けるものであった。この間に、真鶴町が真鶴駅から岬まで幅員三間（約五・四メートル）の道路を開き、それを奥村金作及び千吉が完成させ、町に寄付すること、またホテル・住宅・海水浴場・植樹その他遊園地に必要な施設をつくることとされた。これらの施設は契約締結後、五年以内に完成させることとされたが、官庁の認可を要するものは認可後五年以内に完成すればよいこととされた。また、御料林の拝借あるいは御料林内の道路開設や建物設置について、帝



御料林の一部（1952年ころ）

室林野局への願出が必要な場合、真鶴町が行なうこととされた。

この契約によって、真鶴駅から御料林の取り付け口までの道路は完成したが、御料林の拝借は実現しなかった。その後、真鶴半島に御用邸ができるかもしれないという話があたりして、御料林の拝借や払い下げは一向に進展しないうちに戦時下に入ってしまった。そして、太平洋戦争終結後の一九四九年（昭和二十四）六月十九日、諸般の事情から真鶴町長橋本徳治は奥村金作とこの真鶴町遊園地契約を合意解除した。

こうして岬一带の開発は振り出しに戻ったわけだが、前述したように一九五二年（昭和二十七）七月二十三日、国有林の払い下げが実現すると、岬一带の開発問題は新たな段階に入った。

この段階で町が主体となって町民の意向を探りながら岬の開発を行なうという方法も考えられたが、町の関係者は町の財政上からもそうした方法をとることを断念し、外資導入による岬の開発に乗り出すこととなった。

こうして、適任者を物色中のところ、真鶴に別荘のある河相達夫を通じて紹介されたのが、日本橋兜町の合同証券社長佐藤和三郎であった。佐藤は一方で鎌倉山や箱根の観光開発や旅館経営も行なっていて、真鶴での観光開発にも意欲をみせ、五期、四億五〇〇〇万円で真鶴半島一带の開発を行なう計画を出してきた。

町では議会を開催し、この計画を検討し、佐藤本人の出席も求めて説

明を聞く等の活動を行なった後、佐藤と真鶴半島の開発に関する契約を結ぶこととなった（『真鶴の十六年』橋本徳治著 一九六五年八月八日発行 51～57頁）。こうして結ばれたのが『資料編』（88頁以下）に登載した「江之島興業株式会社に対する町有土地貸付契約書」（一九五六年三月一日）であった。貸付期間は一九五六年（昭和三十一年）三月一日から一九八六年（昭和六十二年）二月二十八日までの三〇か年間で、賃貸料は一か年五〇万円、五年ごとに更改すると定められた。賃貸土地は、一本松、中山、里地から真鶴岬の先端までの全部で約四九ヘクタールの広さを有していた。

この契約書には江之島興業株式会社による真鶴観光事業開発計画書が添付されていた。それによると、真鶴半島の開発は次の五期に分けて実施されることになっていた。

第一期は、敷地整備・道路網整備を行なった後、上野動物園古賀園長の指導で自然動物園を完成、さらにレクリエーション施設として、岬南端にキャビンユニットを二か所建設、また児童用運動施設を完成する。

第二期は、前期のキャビンユニットを一か所増設、道路運動施設の拡充のうえで、三ツ石の遊覧用ケーブルに着工する。

第三期は、運動施設、特に水上運動施設を重点的に完成させる。さらに展望施設の大幅拡充をはかる。

第四・五期は、外国人観光客を呼ぶために、国際観光ホテル法に合致した近代的ホテルと一般客用旅館の二棟の建設に着手し、これを完成させる。

これらの各期の計画以外にも、この事業開発計画書が作られる以前から実施されている温泉試掘を継続して行ない、その成功の暁にはさらに数本掘鑿する（くさくさ）というものであった。

かなり具体的な計画であったが、色々紆余曲折もあった。当初佐藤は、半島入り口にゲートをつくり入場料を

取って施設の充実をはかるという予定であったが、県立公園である以上それはまかりならぬということで、一部地区に施設をつくり、そこでの入場料徴収を考えるということになった。さらに前述したように、温泉試掘も結局失敗の憂き目にあうこととなった。

それでも契約が成って間もなくの一九五六年（昭和三十一年）四月二十五日には、真鶴遊園地が開園し町民には無料入園バスが手渡された。町民は観光立町を肌で感じたのであった。

一方、真鶴町では一九五六年（昭和三十一年）八月二十日、地元の真鶴町観光協会と契約を結び、江之島興業株式会社に貸していない亀ヶ崎の町有地を、同年同月同日から一九八六年（昭和六十一年）八月十九日までの三〇年間にわたって貸し付けることとした。観光協会では、ここに宿泊施設をつくり地元の漁業と観光を結びつけようとする動きも出てきた。

しかし、町村合併が成って新制真鶴町が成立した翌年の一九五七年（昭和三十二年）ころになると、真鶴半島の観光開発の担い手であった江之島興業株式会社の活動に、かげりが見えるようになってきた。それは佐藤の経営する合同証券が山一証券に吸収されることが決定的となったからであった。

その後、佐藤は真鶴半島の観光開発を断念し、その事業を山一証券と小田急に引き継いでもらうことを申し出た。町ではその申し出を受け、山一証券と小田急の両者に、事業の計画書の提出を求め、それによって事業の継承をまかせるか否かの検討に入った。その結果、佐藤の事業の継承をこの二者にまかせることができると判断した真鶴町は、一九五八年（昭和三十三年）に山一証券と小田急の両者によって資本金五〇〇〇万円で設立された真鶴興業との間で、佐藤の契約と同一条件で改めて真鶴半島の観光開発のために、町有地の貸付契約をなした。こうして、今日広くみられる真鶴半島の諸観光施設が建設されていった。

第三節 戦後教育のはじまり

1 六・三制教育の登場

終戦の混乱 一九四五年（昭和二十）八月十五日の日本のポツダム宣言受諾は、太平洋戦争の日本の敗北、その中の学校として戦後民主化の開始と、日本の政治・社会・教育・文化のあらゆる面に劇的な変化をもたらした。

こと教育に関しては、それが制度として確立されていくのは、一九四七年（昭和二十二）三月一日に制定され、同年四月一日より施行された教育基本法や学校教育法の出現を待たねばならない。

しかし、その質的な面はすでに大きな変化があらわれていた。特に一九四六年（昭和二十一）になるとその姿は明確にあらわれてきた。岩村国民学校の学校日誌によると、同年二月九日には、御真影が地方事務所に返還された。さらに年度が明けるとその様子は一層進んでいる。

同年四月十日は水曜日であったが、戦後初の衆議院総選挙が行なわれた日でもあった。真鶴町国民学校と岩村国民学校では、共にその前日の四月九日、児童の朝礼に際し、明日は総選挙であり棄権しないよう親に伝えなさいと選挙の広報活動を行なっている。両校ともに学校日誌に同様の記事が出てくる点から考えて、地方事務所等関係機関からの通知があったものと思われる。学校は戦後民主化の啓蒙場所として重要な位置づけを持っていたのである。

巡視	四月十五日 月曜日	候天晴	雲度	風	二月廿一日	正月廿一日
記事	午後 七時三十分	四時	午後 一時四十分	五時	午後 一時四十分	午後 一時四十分
狀況	午後 七時三十分	四時	午後 一時四十分	五時	午後 一時四十分	午後 一時四十分
文書	午後 七時三十分	四時	午後 一時四十分	五時	午後 一時四十分	午後 一時四十分
處理	午後 七時三十分	四時	午後 一時四十分	五時	午後 一時四十分	午後 一時四十分
來校者	午後 七時三十分	四時	午後 一時四十分	五時	午後 一時四十分	午後 一時四十分
職員	午後 七時三十分	四時	午後 一時四十分	五時	午後 一時四十分	午後 一時四十分
兒童	午後 七時三十分	四時	午後 一時四十分	五時	午後 一時四十分	午後 一時四十分
記	午後 七時三十分	四時	午後 一時四十分	五時	午後 一時四十分	午後 一時四十分
事	午後 七時三十分	四時	午後 一時四十分	五時	午後 一時四十分	午後 一時四十分

四月十四日 日曜日	天晴	風土度止	川口	直結	芳賀
泰安所	二半	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 一時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 五時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分
巡視	午後 四時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 一時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 五時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分
狀況	文書	午後 四時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 一時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 五時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分
文書	午後 四時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 一時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 五時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分
處理	午後 四時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 一時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 五時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分
來投者	午後 四時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 一時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 五時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分
檢査員	午後 四時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 一時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 五時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分
兒童	午後 四時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 一時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 五時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分
記事	午後 四時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 一時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 五時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分
事	午後 四時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 一時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 五時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分	午後 八時 $\frac{1}{2}$ 分

807

なり、以後その欄は主な学校行事を記載する欄に変えられていった。もっともそれより以前の同年二月九日に御真影は地方事務所に返還されており、奉安所は実質的意味を失っていた。そうして学校日誌の記述からも消えた奉安所は、同年八月三十・三十一日の両日にかけて、真鶴町国民学校・岩村国民学校でそろって撤去され、名実共にその姿を消した。

それに代わるかのように、八月三十一日の岩村国民学校の学校日誌は、同日学校で実施された英語講習会に多数の村民が参加したことを記し、さらに、九月十一日の記事は、同校でアメリカ合衆国を紹介するカラー映画の上映が行なわれたことを記している。学校をとりまく環境は一九四六年（昭和二十一）をもって実質的に大きく変化したことが読みとれる。

こうしたなかで、真鶴地域の教育事情をみた場合触れておかねばならない教育機関に青年学校がある。青年学校は第四章第五節2で触れたように、一九三五年（昭和十）に青年学校令が公布され、従来の実業補習学校と青年訓練所が合併して始まった。真鶴地域では当初、教育活動は組合事務の中に入っていないこともあり、各町村の小学校に併置され、各町村で独自に進められた。しかし、その出席率は男子のみは一九三九年（昭和十四）から義務制になったにもかかわらず良くなかったし、教員や施設の面でも何かと不便をきたした。そこで、一九四三年（昭和十八）十月真鶴町外二ヶ村組合の規約改正を行ない、組合立の青年学校を真鶴小学校内に置き、真鶴町・岩村・福浦村の生徒たちを共同で教育することとなった。

ところが、太平洋戦争の終結を迎え、一九四六年（昭和二十一）七月三十一日に従来の真鶴町外二ヶ村組合が解散すると、行政事務と共に青年学校の運営も組合の手を離れ、各町村が単独で行なうこととなった。こうして同年九月からは真鶴町立青年学校・岩村立青年学校が出現した。

もつとも、翌一九四七年（昭和二十二）四月には、学校教育法が施行され、新制中学校が成立すると、真鶴町・岩村・福浦村は共同で真鶴中学校を開設し、青年学校普通科一・二年生は新制中学二年・三年へ、また青年学校の本科一年生は新制中学三年に在籍することとなり、その期間は短かった。

六・三制教育のはじまり

戦後の教育改革は、一九四六年（昭和二十一）八月に内閣に設けられた教育刷新委員会が、アメリカ合衆国教育使節団の勧告に基づいて同年十二月に、いわゆる六・三・三・四制の学校制度を建議し、本格的に活動が開始された。

文部省はこれを受けて、CIE（総司令部民間情報教育局）と折衝を重ねながら、学校教育法案の作成を急ぎ、一九四七年（昭和二十二）一月には草案が閣議に提出され、三月七日の閣議で学校教育法案が正式に了承された。以後、国会において、教育基本法とほぼ並行して審議され、同年三月三十一日、教育基本法と学校教育法が同時に成立し、同年四月一日から施行された。

こうして学校教育法は、教育基本法の精神と理念を強く意識し、その具体化をはかるという方向性を有していた。学校教育法にはいくつかの基本理念がみられるが、その中の重要なものをあげると、

- (1) 学校制度の単一化……従来の複雑多様な学校制度から、六・三・三・四制を基本とする単線型の学校制度を設け、上級学校への進学を容易にした。
- (2) 義務教育年限の延長……三年制の新制中学を設け、義務教育年限を従来の六年から九年に延長した。
- (3) 教育の機会均等の拡充……大学・高校に定時制・通信制の課程を置き、心身障害者の就学義務制を確立した。

このほか、(4)男女平等の徹底、(5)教育の自主性尊重、(6)教育内容の民主化・柔軟化等があげられる。

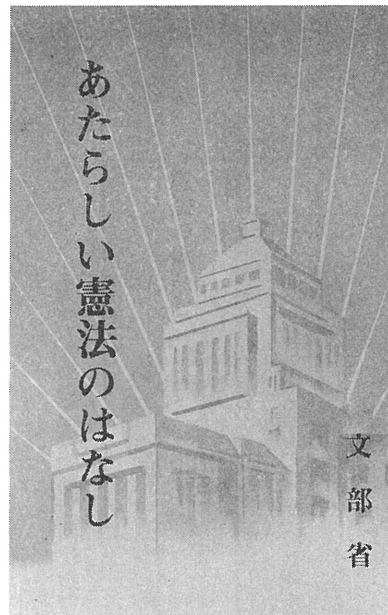
一連の戦後教育改革は、真鶴地域にとっては義務教育年限の延長に伴う新制中学校の設立という形で具体的にあらわれてきた。新学制が教育基本法と学校教育法が成立した翌日から即時に実施されることについては、政府部内でも財政問題等から強い反対もあったが、総司令部の意向で実施された。したがって新制中学校の建設について多くを国や県に期待できないことは自明であった。こうした

事情から、六・三制の実施にあたって、県の指導では、地域制（学区制）を採用することが指示され、一つの学校は一つの地域に決めることとされた。しかし現実には財政力の弱い町村も多く、総司令部は市町村組合による新制中学校の設立を指示した。真鶴地域も監督官庁である神奈川県からの指導により、真鶴町・岩村・福浦村の組合立による新制中学校の設立が進められることとなった。

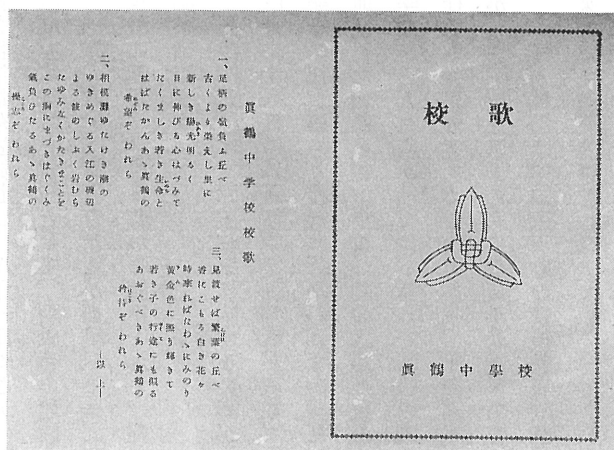
組合立中学校の設立 こうした流れのなかで、一九四七年（昭和二十二）四月一日より新しい学制が始まった。いわゆる六・三・三・四制の具体化である。

小学校は従来の国民学校が、真鶴町立真鶴小学校、岩村立岩小学校と名称を変え、今までの尋常科・高等科のうち高等科がなくなり一〜六年生までになっただけで、校舎、顔ぶれとも変化がなかった。

これに対し、新制中学校は当事者たちには急な話で、校舎の建築もとうてい四月一日に間に合う状況ではな



『あたらしい憲法の話』表紙
（文部省発行、1947年8月）



真鶴中学校校歌（1953年2月）

った。また、従来あった高等科や青年学校が廃止されたためそこに在学していた生徒を新制中学校のどの学年に配置するか等も決めなければならなかった。そこで高等科一年は中学二年に、高等科二年は中学三年に、また旧制中学校及び青年学校普通科の一・二年は新制中学の二・三年に、さらに青年学校本科一年生は新制中学三年に

各々在籍させ、新制中学校の教育課程は新一年生から適用することとされた。しかし、急な制度の切り替えでもあり、少なからぬ混乱もみられた。

新制度開始の混乱を乗り越えて、神奈川県足柄下郡真鶴町外二ヶ村組合立真鶴中学校と称する、長々しい名称を持った新制中学校が開校したのは一九四七年（昭和二十二）五月五日であった。真鶴小学校校舎を仮本校として岩小学校・福浦小学校に分校が置かれるという形でのスタートであった。

こうして、新制中学校は曲がりなりにも前年（一九四六）の七月三十一日に解散した真鶴町外二ヶ村組合を復活させる形で運営が始められた。だが、新制中学校が発足してわずか三か月が過ぎたばかりの八月二十八日、福浦村は真鶴町外二ヶ村組合から分離することを決め、同村からの通学生徒を九月一日からは吉浜中学校へ通わせることとなった。

そこで、真鶴町と岩村は改めて九月六日に真鶴町・岩村中

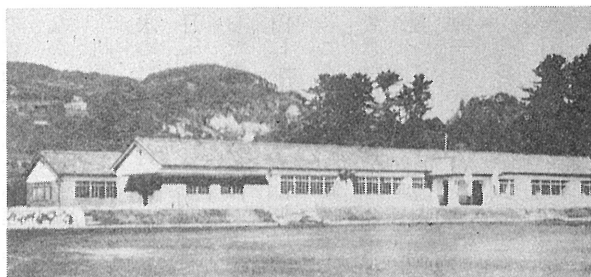
学校組合規約を制定し、八月一日にさかのぼって規約を適用することとした。以後、組合立真鶴中学校は、通学区域を真鶴町と岩村として、新校舎の建設を当面の最大の課題として活動していくこととなった。

一方、六・三制教育制度が充足した一九四七年（昭和二十二）度は、学校の教育内容にも質的な変化が起きてきたことが、学校日誌から読みとれる。同年の真鶴小学校の学校日誌をみると、そうしたことを示すいくつかの記事に出会う。

同年四月には、六・三制に関する会議が小田原の地方事務所で頻繁に行なわれ、校長や職員が出張している。四月二十八日には新制中学入学者が真鶴町・岩村・福浦村から真鶴小学校に集まり、五月三日の土曜日には憲法発布の祝賀があり授業は行なわれなかった。五月四日の日曜日はさんで五月五日の月曜日には真鶴小学校で、前述した新制真鶴中学校の開校式が多数の来賓を集めて実施された。こうして、一九四七年（昭和二十二）の新学期から五月にかけては、新しい時代の到来を肌身で感じさせる時節となった。五月中旬から学校日誌の記載の仕方も従来のカタカナ書きから、平仮名書きに変化している。八月になると、学習指導要領の解釈や適用の通知が届き、校長以下九人の教員が教員再教育講習会に八日間出席している。

十月七日には、神奈川県の後教育改革に影響を与えたマックマナス大尉（米第八軍教育係官）が通訳と共に来校して教育視察を行なっている。さらに同月二十一、二十九日と二回、軍政部教育係官のクルック少佐が視察に真鶴小学校に来校している。また十一月四日にはマックマナス大尉が再び来校し、この時は中学校の教員と座談会を実施している。

行き悩む中学 組合立真鶴中学校が開校して間もなく、本校舎を建設するための活動が始まった。校地について、真鶴駅裏の約一万二〇〇〇平方メートル（約一町二反歩）が確保できたが、校舎をどう



開校時の中学校校舎（1949年6月10日）

するかが財政状況とかかわって最大の課題であった。当初は、浦賀町の浦賀船渠関係の寄宿舎、平屋建て二棟、約一六七〇平方メートル（五〇八坪）を三・三平方メートル（一坪）あたり一〇〇五円で、計約七六万円で購入して、真鶴小学校に中学校を併設し、それを増築していこうというような案も出された。しかしこの間生徒数の増加もあり、新たに土地を購入して新校舎を建築することとなり、右のように真鶴駅裏に土地が確保されることとなった。

中学校の校舎建設については、真鶴町・岩村合同の中学校建設委員会が設置され、この委員会によって事業が進められていった。一九四八年（昭和二十三）五月二十九日に中学校校舎建築の請負入札が行なわれ、入札者一〇人の中から四八七万円を提示した小田原市の株式会社仙石工務店が落札した。六月五日に起工式が行なわれ、六月十五日から工事に着手し、竣工は同年十一月十五日の予定であった。

ところが、建築資材は全部統制で割当制という時代で、材料の補充も大変だったが、政府は同年六月二十二日に物価改訂第一次発表を行ない、基礎物資は七割も引き上げることとなった。そこで請負業者からの要請を受け入れ、資材の入手後、中学校組合長の引出証明によって一二〇万円の貸付けを行ない、工事を続行させるということも行なわれた。ただし、請負金額の増額は行なわれなかった。

一九四九年（昭和二十四）度になると生徒数の一層の増加も認められ、校舎

の建築はなかなか進まず関係者をいらだたせた。請負業者からは物価改訂等を理由に再度の増額要求も出されるなか、中学校組合の関係者はその資金捻出に頭を痛めていた。

同年四月三十日には真鶴町・岩村中学校組合財政状況公表も行なわれ、新制中学校建設に向けて住民の理解を求めた（『資料編』880～882頁）。それによると、一九四八年（昭和二十三）四月から一九四九年（昭和二十四）三月末日までに総額五二七万余円を支出し、うち学校の建築費として四六七万余円が使われたことがわかる。こうした資金としては、大蔵省預金部資金からの借入が二一四〇〇〇円、交付済国庫補助金は一五二万三〇〇〇余円しかなく、他は町民の寄付金一八〇万円と真鶴町と岩村の一般歳入を充てねばならなかった。

こうした裏方の苦勞も報われ、一九四九年（昭和二十四）六月八日には中学生が無事新校舎に移転することができた。六月十日には真鶴町一八五五番地、現真鶴町立真鶴中学校において、新校舎開校式が行なわれた。以後、この日を記念し、六月十日は真鶴中学校の開校記念日となった。こうして、総工費六六〇万円、普通教室二棟一三教室からなる真鶴中学校が完成し、十月一日落成式が盛大に挙行された。

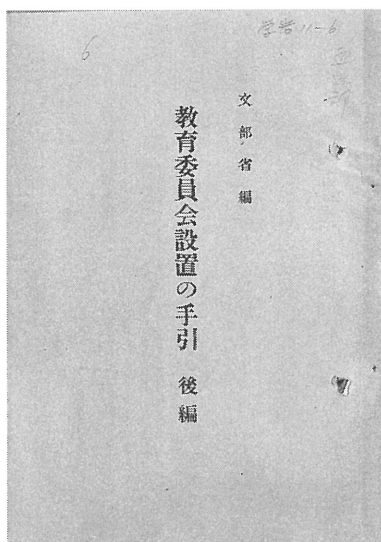
その後、生徒の増加や教育活動の幅が広がる中で特別教室の増築が強く求められることとなった。一九五二年（昭和二十七）十月校舎増築工事が始められ、翌五三年（昭和二十八）三月、第三棟として五教室と管理室が完成したのであった。

教育行政制 戦後の六・三・三・四の学制改革では、三つの法律が制定され、それに基づいて戦後教育改革が度の変化 実施されていった。

教育基本法・学校教育法そして教育委員会法の三つの法律がそれであった。このうち、前二者は前述したように、一九四七年（昭和二十二）四月一日から施行され、真鶴地域の教育活動のあり方にも根本的变化を与えるも

のであった。

これに対し、教育委員会法はそれより若干遅れて一九四八年（昭和二十三）七月十五日に成立し、戦後の教育行政の基本法として重要な役割を担った。その中心が教育委員会制度であった。この制度は一九四六年（昭和二十）に出された第一次アメリカ教育使節団報告書の勧告に基づいて、アメリカの教育委員会の制度をモデルとして作られたものであった。それはまた、戦後教育改革の柱の一つとして、教育行政の民主化、地方分権化、自主性の確保（一般行政からの独立）の三つの原則を掲げていた。教育委員会の意思決定権を持つ教育委員は、住民の直接選挙で選ばれ、委員会は原則として文部大臣の指揮監督を受けない自治的組織であった。ここでは教科内容及びその取扱いの決定、教科用図書の採択も独自に行なうことができた。さらに、自治体の長に対しても教育予算、条例の原案送付権なども有していた。



文部省編『教育委員会設置の手引』
（1952年10月）

教育委員会法による教育委員会は、当初都道府県には必ず置かれねばならなかったが、市町村では必置の委員会とはされていなかった。そこで、真鶴町や岩村でも教育委員会は設けられなかった。それでも教育委員の任期四年で半数が二年ごとに改選されるという規定によって、都道府県の教育委員の選挙は二年ごとに行なわれることとなっており、住民と教育委員会の関係は身近であった。

一九四八年（昭和二十三）十月五日、神奈川県で最

初の教育委員会委員の選挙が実施された。同日の真鶴小学校の学校日誌は、

十月五日（火）曇

教育委員会選挙のため授業午前中、午後児童は棄権防止のため家の□□^{（二字不明）}をたす

と記し、学校全体で初めての教育委員の選挙に臨んだ様子がうかがえる。投票率は、岩村は有権者一一八五、投票者七二四で、六一・一％。真鶴町は有権者三三八〇、投票者一七四〇で、五一・五％であった。こうした投票結果は、選挙への関心が高いといえず、余談になるが、年が明けた一九四九年（昭和二十四）一月二十三日に行なわれた衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査投票では、岩村選挙管理委員会は、くじによる煙草の景品をつけて、選挙への参加を呼びかけた（『資料編』827頁）。

この教育委員会制度は、一九五二年（昭和二十七）に教育委員会法の一部改正が行なわれ、同年十月一日より市町村にもすべて教育委員会が設置されなければならないこととなった。これを受けて、真鶴町、岩村にも教育委員会が設置され、同年五月には全国一斉に教育委員の選挙が行なわれた。さらにこの法改正によって、従来の学校組合は、学校・施設の維持管理だけを共同処理してきたものが多かったが、同年十一月一日以降は、教職員の人事、教育の指導、教科書の採択事務等、新たに設置されることとなった市町村教育委員会の権限に属するすべての教育事務を共同ですることができるようになった。

そこで、真鶴町・岩村中学校組合も同年十月三十一日規約改正を行なった（『資料編』877～879頁）。そこでは、組合立中学校の設置・管理とこれに関する教育事務（就学事務を除く）を執行することが定められた。また組合には議会が置かれ、議員は真鶴町・岩村の議会議員の中から互選で真鶴町一〇人、岩村六人が選出されることとされた。任期はそれらの議員の任期とされた。組合の執行機関としては管理委員会・助役・収入役・教育長が設置

された。このうち教育長は真鶴町あるいは岩村の教育長から管理委員会の指定によって選出されることとされた。

こうした規定の大半は文部省筋からひな型が示され、それに則^{のっと}ったものであったが、一九五五年（昭和三十）三月二十三日可決の真鶴町・岩村組合規約の制定の中で廃止されていた。また公選制の教育委員会も、一九五六年（昭和三十一年）六月三十日に教育委員会法が廃止されて新たに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地教行法）が成立すると、姿を消していった。昭和二十年代は教育行政面でも激動の時代で、真鶴地域も少なからずそれに翻弄^{ほんろう}された時代であった。

2 社会教育活動の広がり

社会教育の整備

社会教育とは、一般には学校教育以外の領域において組織される教育・学習活動の総称といわれる。こうした認識に基づく社会教育の概念は戦前にもみられ、内務省や文部省は幾度か訓令を出して青年団の育成などを指示してきた。

第二次大戦後、アメリカ型民主主義が日本にもたらされると、その思想を国民に定着させ、従来の封建的因習の打破や生活改善、新憲法の理解や選挙の棄権防止などの広く一般成人を対象とした啓蒙活動を主たる内容とする社会活動が認識されるようになった。文部省はそうした社会活動を行なう教育施設として、公民館を位置づけ、一九四六年（昭和二十一年）七月には、公民館設置の通牒^{つうぎょう}を全国の都道府県に出した。これは市町村や一定区域内を単位に設置せよというものであったが、現実には戦後の混乱の中で社会教育やその施設への理解がなかなか進まなかったのが実情であった。

こうしたなかで、岩村における社会教育への活動は早い段階から積極的に展開され、一九五三年（昭和二十八）と一九五四年（昭和二十九）の二年にわたって、全国の町村の中から選ばれ、新生活モデル町村選定団体として事業活動を行なった点は注目される。

社会教育法が施行されたのは、一九四九年（昭和二十四）六月十日であったが、その一年前の一九四八年（昭和二十三）二月二十四日には、岩村では岩村社会教育委員条例を制定した。それは左のように、わずか三か条から成るものであった。

岩村社会教育委員条例

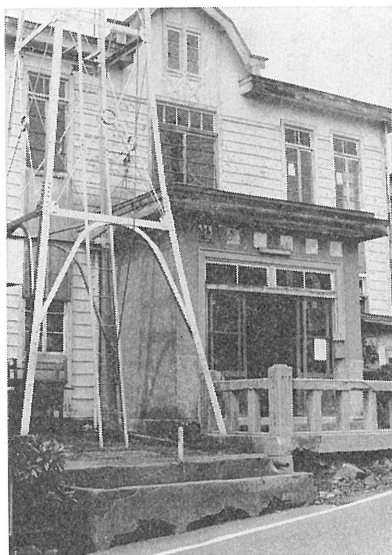
第一条 社会教育委員は岩村社会教育の刷新振興を図るを以て目的とする

第二条 委員は六名とし 任期は三年とする

第三条 委員の報酬額は岩村職員諸給与条例を準用する

しかし、内閣に教育刷新委員会が設置され、そこで「社会教育振興方策について」とする建議が出されたのが一九四八年（昭和二十三）四月十二日で、これによって社会教育法の成立が具体化してきたという歴史上の流れを勘案すれば、岩村の社会教育委員条例の制定は、かなり素早い対応といえる。その背景は必ずしも定かではないが、当時の岩村長二見毅一郎の積極的姿勢に負うところも大きいといえる。

こうして、中央での社会教育法の施行を待たず、岩村では活発な社会教育活動が行なわれた。表10は一九四九年（昭和二十四）四月中に岩村で実施された社会教育事業行事の一覧である。これは岩村長が県の教育委員会事務局足柄下出張所長にあてた報告書であるが、これによって岩村における社会教育活動に対する積極姿勢が改めて浮かび上がってこよう。



公民館に変わった旧真鶴青年会館
(1949年)

表10 1949年（昭和24）4月中に実施
された社会教育事業 岩村

行 事 名	月・日	主催者及び参加者数
婦 人 総 会	4.17	婦 人 会 200人
山 遊 び	18	小 学 校 300人
P T A学級会	23	P T A 85人
同 上	26	同 上 63人
同 上	28	同 上 63人
ナトコ映画	28	社会教育会 700人
磯 遊 び	30	小 学 校 300人

一九五二年（昭和二十七）十月に岩村公民館長川口龍雄が、社会教育施設（公民館）内容調査について県に行った際の岩村の人口は二一六六人であった。この数字は一九四九年（昭和二十四）四月の岩村人口と大差がないと考えられる。そうすると、この表にみえるナトコ映画の七〇〇人という動員数は、四月二十八日の一日で、実に岩村全人口の三五%を集めたことになる。社会教育の影響力は相当大きかったといえよう。

社会教育の中心施設として位置づけられたのが、公民館であったが、岩村では社会教育法が施行されたその月の一九四九年（昭和二十四）六月二十一日には岩村公民館条例を制定した。青年団の所有する青年会館を公民館に併用することを定め、活動を開始した。しかし、その後公民館は岩村小学校の校舎内に移り、そこを拠点に活動

するが、一九五二年（昭和二十七年）十月の前述した社会教育施設（公民館）内容調査によると、設備として独立したものは、図書が一五〇冊のみで、レコード七〇枚、電蓄一台、幻灯機一台は小学校備品を利用させてもらうとの報告がなされている。

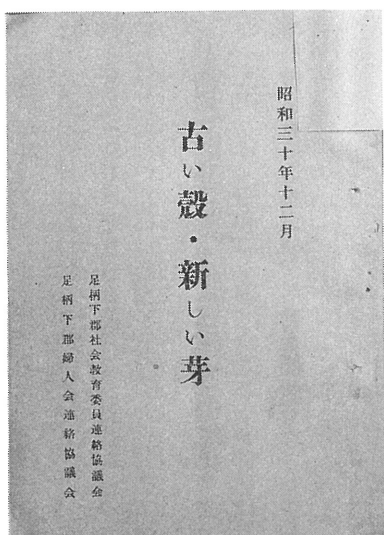
社会教育は、独立した施設を基本的に有しない、安上がりの教育として次第に定着してしまう傾向が、ここにもかいま見えるのである。

広がる社会教育の活動 社会教育への関心の高まりは、前述したようにナトコ映画の上映によって一層かきたてられていた。ナトコ映画とは、GHQ民間情報教育局（CIE）から都道府県に対して貸し出されたナ

トコ16ミリ映写機を用いて行なわれた農山漁村での巡回映画をいったのであるが、これは民主主義教育徹底のため、アメリカ製教育映画を上映するという形で実施されていた。戦後復興がまだまだ続けられているなかで、

アメリカ式の生活を知る機会として、子供たちだけでなく大人たちの関心も大いに高めたのであった。

足柄下郡地方では、一九四八年（昭和二十三）に第一回のナトコ映画の巡回が、県の教育委員会事務局足柄下事務所ならびに足柄下郡視覚教育委員会の手によって、各町村役場や学校を上映場所として実施され、好評を博した。一九四九年（昭和二十四）二月には第二回ナトコ映画巡回が実施され、二月二日（水）の宮城野村及び宮城野小学校を皮切りに、



社会教育関係冊子「古い殻・新しい芽」
（1955年12月）

表11 昭和26年度夏季小学校使用校及び日時

使用学校名	使用期日	人員
千代小学校	自 7.21 至 7.23 3日	約 100名
小田原第三中学校	自 7.21 至 7.27 7日	30
宮城野小学校	自 7.23 至 7.25 3日	50
中里学園	自 7.26 至 8. 4 15日	100
酒匂中学	自 7.25 至 7.26 1日	100
山北川村小学校	自 7.27 至 7.29 3日	50
相模原町立旭中学校	自 8. 4 至 8. 4 1日	30
小田原第二中学校	自 8. 5 至 8. 7 3日	100
箱根小学校	自 8. 5 至 8. 7 3日	40
国府実習	自 8. 8 至 8.12 5日	120
湘南生物研究会	自 8. 2 至 8. 5 4日	25
同上	自 8.11 至 8.14 4日	25

連日のように各学校を回り、二月十一日（金）には真鶴町及び真鶴小学校、翌十二日（土）には岩村及び岩小学校を会場として行なわれた。そして、この第二回の足柄下郡ナトコ映画巡回は、二月二十六日（土）の酒匂町及び酒匂小学校の上映をもって一応終了した。

この時上映されたフィルムは、「良い子の一日」「食生活」「協同組合」「水の力」「実験の化学」「自動車大あばれ」「トンボの世界」ほかであった。

ナトコ映画はこの第二回目も好評を博し、同年四月から五月にかけて再び足柄下郡地方の町村や小学校を会場として実施された。この時は、それまでの上映で要望の多かった劇フィルム・漫画フィルムも上映された。各町村一律七〇〇円、学校生徒一人あたり三円の支出で、新しい文化を間近に見ることとなった。これは行政側としては、新しい政治制度を理解してもらう啓発活動の絶好の機会でもあった。一九五〇年（昭和二十五年）六月の参議院議員選挙にあたっての広報活動では、広くナトコ映画などの視聴覚教具の活用が求められ、そこでは日本映画「新しい歩み」が上映された。

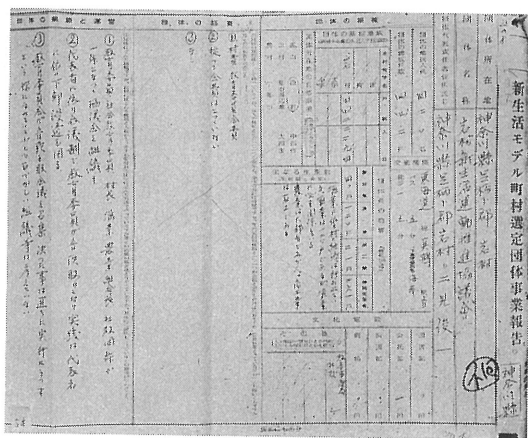
一方、社会教育の活発化は、海辺に存在する真鶴地域の小学校では、臨海学校の受け入れ施設として利用されることもあった。岩小小学校では一九四九年（昭和二十四）以来、毎年七月から八月にかけて夏期休業中、一〇前後の学校等を受け入れている。表11は、一九五一年（昭和二十六）度七月二十一日から八月十四日までの間に岩小小学校を臨海学校等の施設として利用した学校の一覧である（『資料編』879～880頁）。七月二十一日の夏期休業に入ってから八月十四日まで、ほとんど連日学校が利用されていた様子がわかる。社会教育活動の広がり、こうした面にもあらわれていた。

新生活モデル町村選 日本国政府は、新憲法が一九四七年（昭和二十二）五月三日に施行されると、同年六月二日定団体事業報告から 十日閣議決定を行ない経済復興対策と共に新日本建設国民運動の七目標（一 勤労意欲の

高揚、二 友愛協力の発揮、三 自立精神の養成、四 社会正義の実現、五 合理的民主的な生活慣習の確立、六 芸術・宗教およびスポーツの重視、七 平和運動の推進）を決定し、戦後日本の速やかな復興に向けて国民の協力を呼びかけた。

これを受けて神奈川県では、一九四七年（昭和二十二）十二月十日に、新生活運動準備協議会を開催し、運動の目標、展開方法等を決定した。運動の目標としては、「道義の昂揚」「生活の合理化」「産業経済の振興」「健全娯楽の振興」「平和運動の推進」の五つが定められ、展開方法としては、市郡・町村単位及び各種団体の自主的計画によって実施されることが定められた。そして地区別新生活協議会・団体別新生活協議会が運動の推進機関として設置され、市・郡・町・村は協議会の活動状況を県の新生活運動協議会会長に年三回（七・十二・三月）報告することとされた。

新生活運動が本格化した一九四八年（昭和二十三）度には、横浜・小田原で神奈川県全体の社会教育研究大会



新生活モデル町村選定団体事業報告（1955年12月）

が開かれ、その第三日目には新生活運動について研究・討議が行なわれた。また同年度中には、地区別協議会として、津久井・三浦・足柄上・足柄下・中・高座の各郡と藤沢市が自主的に協議会を開催している。

こうした一連の流れの中で、岩村は新生活運動に積極的に取り組んでいた。一九四八年（昭和二十三）十二月に、岩村では次の掲示を各家々にはりつけるよう呼びかけた。

- 一、祝言、葬式等の手間人は、其の家で飲食することなく各自自宅で食事しませう
- 二、お通夜の茶菓子も費用のかからぬようにし、香奠の礼状は村内は廃止しませう

この活動は大分成果があったと、一九五〇年（昭和二十五）十二月の岩村から神奈川県教育委員会あての報告書は伝えている。ただ、新生活運動が掲げた「道義の昂揚」「健全娯楽の振興」「産業経済の振興」「平和運動の推進」はいまだ採り上げられておらず、将来の課題として報告されている。

こうしたなか、岩村は新生活モデル町村として選ばれ、一九五三年（昭和二十八）・一九五四年（昭和二十九）の二か年間にわたって新生活モデル事業に取り組み、その成果は県を通して全国に紹介された。その一端をのぞいてみよう。

報告によれば、この事業が実施された当時の岩村は戸数四四二戸、人口二二九四人であった。職業別戸数を見ると、農林業四〇戸、漁業一二〇戸、商工業二二戸、給料生活者二六一戸となり、

漁業が村の重要産業であるが、都市的生活も次第に増加する状況がみられた。新生活事業は、教育委員・社会教育委員・村長・漁業組合長・農業組合長・社教団体代表で構成される岩村新生活運動推進協議会によって実施された。

その具体的活動は、年度別にすれば次のようであった。

一九五三年（昭和二十八）度

村内道路の舗装工事

放送施設の整備

冠婚葬祭等生活行事の簡素合理化

一九五四年（昭和二十九）度

バレーボールの普及

これらの活動は、この年度だけで終わったのではなく、以前からも取り組まれていた。道路舗装は、当時鯉の豊漁で資金にゆとりのあった漁業協同組合の援助を受け、報告書が出された一九五五年（昭和三十）十二月には、残すところ数百メートルとなった。新生活運動はこうした道路舗装もその中に取り込んで、村政の様々な負担を住民が担うという側面もみられた。また、新生活運動は社会体育の普及という視点も掲げ、その具体策としてバレーボールの普及をめざした。婦人会・青年団・一般村民がチームをつくって活動するとともに、漁民たちの生活にもバレーボールは取り入れられ、「漁夫は仕事の合間に海岸に魚網を張って練習をした」と報告は述べている。

しかしながら新生活運動の最大の目標は、人々の旧来の意識改革をはかって、民主主義思想を定着させるとい

うところにあった。そこで、「迷信、因習の打破」「冠婚葬祭等の生活・行事の簡素化」についての実践報告がなされている。

「迷信、因習の打破」については、例えば「女を船に乗せると汚れる」というような漁村としての因習を打破するため、若者の集まりや婦人会等で話し合いが行なわれたことが記録されている。「冠婚葬祭等の生活、行事の簡素合理化」についてはかなり具体的に、

冠婚について……申し合せ（昭和二十七年二月）

1 婚礼は出来るだけ簡素にいたしましょう

2 お祝や節句等は内祝程度にとどめお茶の会位にいたしましょう。なおお返しはやめましょう

七、五、三の祝

1 該当の家庭（毎年六十戸）の人に集ってもらい協議する

2 放送、掲示、回覧に依り村内にくまなく趣旨の徹底をはかる

3 教育委員・社会教育委員・婦人会等が中心になり推進する

4 学校に集めて一緒に行う

5 この為村費約六十円也

6 着物はつぐらない 祝儀は全廃 御馳走は外に持ち出さない

葬祭……申し合せ（昭和二十七年二月）

1 なるべく火葬にいたしましょう

2 葬式後のお酒はお互いに自粛いたしましょう

3 香奠返しはやめましょう

4 法事は出来る限りお寺でいたしましたよう

5 お返しははがき一枚

病氣見舞のお返し……全廃

が取り組まれた。

そのほか共同便所の設置やレクリエーションの生活化として、自作のフォークダンス・体育大会（五月五日）・盆踊大会（八月）・カルタ大会（正月）・バレーボール等の実施が報告されている。保育園の設置も園長川口龍雄氏の尽力によるところが大きい。が、新生活運動が支えになったとも述べられている。

こうした新生活運動は、村のあり方に何ら基本的変化を与えるものではなかったが、日常意識の変革を身近なところで迫るもので、新しい時代の到来をはっきりと認識させるものとなった。

第四節 新生真鶴町の誕生

1 町村合併のうねり

西相町村合併調 一九五三年（昭和二十八）九月一日に町村合併促進法が公布され、一か月後に施行されると、査協議会の成立 西相地区町村の合併問題にもわかにクローズアップされてきた。

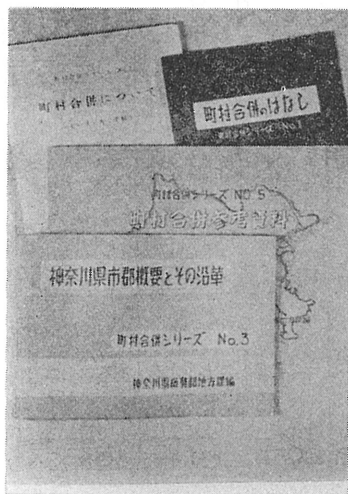
当時の西相三町三か村（湯河原町・吉浜町・真鶴町・福浦村・岩村・片浦村）の人口・戸数等は次のようであった。

こうした状況をにらんで、湯河原町では町村合併促進法が公布される直前の一九五三年（昭和二十八）八月二十六日に、湯河原町・吉浜町・真鶴町・福浦村・岩村の三町二村の合併実現をめざして「湯河原町町村合併促進調査委員」七人を選任し、十月一日からの町村合併促進法施行への体制を整えていた。そして、同日湯河原町に合併調査委員会ができると、関係町村にも各々調査委員会が設けられ、町村合併促進法の解釈や合併区域の検討が進められた。

町村合併促進法は、施行後三年間の時限立法で、一九五六年（昭和三十一年）九月三十日の時限切れまでに、小規模町村（人口八〇〇〇未満）を合併し、町村数を約三分の一に減少することを目的として、具体的には、

人口八〇〇〇未満の町村八二四五（昭和二十八年九月一日現在）の九五％、七八三二を次のようにして解消するものとする

- 1 七八三二町村中、一五〇〇町村は、市又は人口



市町村合併促進啓発用パンフレット
（神奈川県版、1953～54年）

人口 戸数 職員 数 議員 定数	片浦村	岩村	真鶴町	福浦村	吉浜町	湯河原町	合 計
	三、四〇一 五四七 一八 一二	二、二四一 四四〇 一二 一二	六、五九五 一、四一二 三二 二二	一、五九五 二九五 一四 一二	五、五二五 一、〇二九 三二 一六	一〇、四一五 二、一五二 四九 二三	二九、七七二 五、八七五 一五七 九七

八〇〇〇以上の町村に合併して解消すること。

2 七八三二町村中残りの六三三二町村は、平均四か町村ごとに合併して、一五八三町村とすること、これにより差引四七四九町村が減少すること。

3 1及び2により減少する町村の合併数は、

六二四九。合併完了後の町村数は、三三七三となること。

(町村合併促進計画 昭和二十八年十月二十四日町村合併推進本部決定・同年同月三十日閣議決定)

として進められた。

この背景には、シャープ勧告(一九四九年九月十五日発表)があった。ここでは地方行政事務の効率化が取り上げられていて、政府はこの勧告を受けて地方行政調査委員会を設置した。翌一九五〇年(昭和二十五)同委員会「行政事務再配分に関する勧告」を出し、この中で町村合併に触れ、町村の規模は七〇〇〇〜八〇〇〇人程度を標準とし、それに向けて府県単位で委員会を設け、調査・研究すべきことを述べていた。しかし、地方行政事務の効率化によって地方財政の好転を図ろうという意図も、結局成功せず、一九五三年(昭和二十八)には、都道府県四六のうち三六、五大市のうち四市、二三一市、一四四九の町村が赤字団体に転落するという状況であった。

こうした状況が町村合併促進法を成立させ、町村合併を推進させる要因となった。一方、これは三か年に町村の数を三分の一にしてしまうという荒唐法でもあり、それなりのアメモ用意されていた。本来、地方自治法第八條一項によって、人口五万人以上を有した普通地方公共団体でない市となれないのを、同法に附則第二十條の五第一項の規定を設け、町村合併促進法の有効期間中に市となる申請をした普通地方公共団体については、人口の要件は三万人でよいとされたのであった。

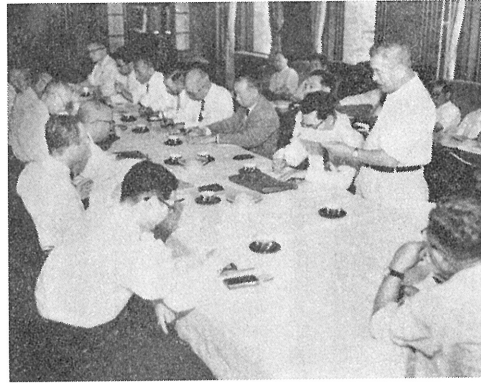
湯河原町を中心とした合併調査委員会は、一九五三年（昭和二十八）九月十八日には庶務主任会議を開き、十月六日には、議員研修として富山県桜井町の合併の様子を視察したりした。さらに各町村の一九五三年（昭和二十八）年度予算の検討なども行ない、岩村・真鶴町・福浦村・湯河原町・吉浜町の五町村は、合併に向けての具体的検討に入っていた。

活動が進むなかで、五町村の合併では二万六三七一人にしかならないが、片浦村の三四〇一人を加えれば二万九七七二人となり、さらに県境を越えた地区ということになってはいるが、生活圏は湯河原町と一体である熱海市泉地区の人口一五〇〇人を加えれば、念願の三万人を超え、市制も夢ではないことがわかってきた。そこで、泉地区の合併調査会入りは県境を越えた合併問題があり難しいが、まず片浦村をメンバーに加えることが熱心に説かれ、片浦村もこれに参加することとなった。

同年十一月六日、湯河原温泉旅館組合事務所において、西相地区町村合併懇談会が開催された。懇談会には足柄下地方事務所から総務課長が出席し、関係町村議会の調査委員・町村長との質疑応答が交わされた。この懇談会の開催によって機が熟したとみた関係者は、各町村の調査委員の中から各二人（湯河原町は三人）の代表委員を選出し、湯河原町・吉浜町・真鶴町・福浦村・岩村・片浦村の三町三村からなる西相町村合併調査協議会が成立し、これら町村の合併は具体的日程に上っていた。

鵜飼案の登場

西相地区の三町三村による西相町村合併調査協議会の活動は、成立後間もない一九五三年（昭和二十八）十一月十九・二十日には、合併の様子を調査に千葉県大網町・小見川町に庶務主任たちが視察に出かけたり、その後十二月までに四回の会合を重ねるほどであった。その方向性は、すでに『神奈川新聞』が一九五三年（昭和二十八）十一月二日付で「町村合併の構図 湯河原市の巻」と報じていたように、



神奈川県町村合併促進審議会会議状況
(1954年7月)

市制実現をめざしていたことは誰の目にも明らかだった。

しかし、協議を重ねていくなかで、各町村間の意思の違いも次第に浮き彫りにされてきた。福浦村・岩村・片浦村の三村は大勢に應ずるという立場であったが、吉浜町は調査委員を選出して、西相町村合併調査協議会に参加することはかまわないが、合併そのものは今後の調査・研究の結果によって判断するという立場であった。また真鶴町は、大局としては合併促進の立場を支持したが、その前提として各町村の財産・負債等を検討すべきとした。

こうした動きが起きているなか、一九五四年（昭和二十九）三月五日、神奈川県より依頼を受けた県専門委員である鵜飼信成東京大学教授は、純行政学的立場より見た合併試案である、いわゆる鵜飼試案を第四回町村合併促進審議会の場で報告した。

鵜飼試案は、当初からアドバルーンといわれながらも、模索状態であった神奈川県下の町村に具体的な合併案を示し、合併の進展を促した点でその役割は重要であった。この試案は、神奈川県下の三浦郡・高座郡・中郡・足柄上郡・足柄下郡・愛甲郡・津久井郡の市町村を取り上げ、それらをいくつかのブロックに分けて、その中の合併を検討している。足柄下郡については、酒匂川以東地区（二町五か村）、箱根火山地帯に位する箱根地区（二町三か村）、背後に箱根の群峰を負い、前に相模湾をひかえた西相地区（三町三か村）の三つのブロックに分け、そのブロック内での町村合併の可能性を検討している。各ブロックをまたぐ合併は、河川並びに山塊によ

り分断されており、まず考えられないという立場がとられている。

鵜飼試案（一九五四年三月五日）

C 西湘地区

湯河原町、吉浜町、福浦村、真鶴町、岩村、片浦村

まず西湘地区六ヶ町村の人口、面積を示せば次表の通りである。

町村名	種別		面積 Km ²	人口 密度
	人	口		
湯河原町	一〇、〇五四	一八・九	五三二	
吉浜町	五、三一七	二一・九	二四三	
福浦村	一、六〇二	〇・三	五、三四〇	
真鶴町	六、四六二	一・一	五、八七五	
岩村	二、一九五	四・五	四八八	
片浦村	三、四二三	一六・九	二〇五	
計	二九、〇五三	六三・六	四五六	

(一) 自然的、経済的一体性

この六ヶ町村は背後に箱根の群峰を負い、前に相模湾をひかえた狭い低地の上にある。このような特殊な地形のため、この地帯では古くから採石業と漁業とが又大磯丘陵地帯と並んで相州みかんの栽培が盛んである。従つて地形的にみれば西湘地区は一体性を有するが、湯河原町の可住地は吉浜迄続いていて、福浦村以

東は台地となり海岸線に沿つて片浦村に続いているので、湯河原町と片浦村とは距離的に多少へだたりすぎている観がある。

各町村における業態をみると、別表の通りであるが、湯河原町はサービス業三二%、農業二七%、が多く、吉浜町は農業四七%、サービス業一〇%、福浦村は漁業五〇%、真鶴町は商業一八%、漁業一四%、サービス業一一%、岩村は農業三三%、片浦村は、農業六六%という特徴を示しており、農業、漁業と共に湯河原温泉を中心にサービス業の占める比率も大きいことが分る。この地区の農業は大部分がみかん栽培であることが共通しており、又湯河原をはじめ、吉浜町の海水浴場と山地のゴルフ場（現在新設中）真鶴岬の景観という如く、観光地としての一体性を見逃すことが出来ない。交通状況についてみると、国鉄東海道線が相模湾に沿つて福浦村を除く全町村を貫通しており、バスも奥湯河原から湯河原、吉浜、真鶴、岩、片浦をぬけて小田原に通じている。将来は湯河原の温泉を可能な限り引湯することにより、山と海を生かした立体的な観光地とする構想を西湘地区で考えているようである。

町村名	種別		農 業	林 業	漁 業	鉱 業	建設業	製造業	卸売業小	金融業	運輸業	サービス業	公務	その他
	人	有業者 口												
湯河原町	三、六二八	九一六		四二	二	一	三〇六	二七八	五二五	四〇	二四二	一、一六四	一一〇	二
吉浜町	一、八九七	八九九		五	一四	三	一九九	一六四	一八八	二三	一五五	一八七	六〇	一
福浦村	五、一〇	二二三		一	二四九	一	二二	四五	九六	二	一八	三一	二四	一
真鶴町	一、九八八	一九七		一	二八一	五八	二二	二二五	三三四	二三	三〇〇	二三三	一〇四	二
岩村	七六七	二五三		四	六一	六二	七一	六八	九〇	六	五七	五九	三五	一
片浦村	一、二九一	八六五		二七	四二	三八	六五	七〇	五二	四	五四	四〇	三三	一

(二) 行政の一体性

吉浜町と福浦村とは中学校事務組合（昭和二二年）又吉浜町と湯河原とは隔離病舎事務組合（明治三四年）をもつてゐる。福浦村は他に真鶴町、岩村と三ヶ町村で衛生組合を設けてゐる。亦真鶴町と岩村は中学校事務組合（昭和二二年）をもつ。福浦、真鶴、岩村の三ヶ町村は以前役場事務組合を設けて役場事務の共同処理を行つてゐたが、昭和二十二年解消して現在に至つてゐる。

(三) 合併後の人口、面積

西湘地区六ヶ町村が合併した場合の人口は二九、〇五三人、面積は六三、六平方町で箱根地区よりやや狭く、人口密度は一平方町当り四五六人となる。

(四) 合併について

西湘地区では各町村の議会が調査研究委員会を設け、更に各町村代表二名よりなる西湘町村合併調査協議会を設置して、第一回は昨年一月二四日、第二回は一月二一日に協議会を開催した。

吉浜町を除く五ヶ町村は合併促進の意見の一致をみたが、吉浜のみ尚研究の余地ありとして消極的である。亦片浦村の立場は西湘地区に属しているものの小田原市との関係も深く、この点微妙である。当地区は湯河原町を除き他は人口八千に満たない町村であり、特に福浦村、岩村、片浦村は人口四千にも達していない町村である。従つて、この際全町村が合併することは最も望ましいが（支所は一ヶ所設ける必要があるであらう）片浦村が小田原市に編入合併をすれば、それも亦考えられることである。

神奈川県町村合併計画試案
足柄下郡

関係町村名	人 口	面積 Km ²	密 度	町村の形態	備 考
湯河原町	一〇、〇五四	一八・九	五三二	観光地	1 背後に箱根山を負い前は相模湾に面した所謂西湘地区であつて、地勢的に一体的をなす。交通的には国鉄並びにバス連絡があり不便を来していない。
吉浜町	五、三一七	二二・三	二三八	農村(果樹)	2 業態は必ずしも同一ではないが、吉浜、真鶴は漸次観光地化されつつある。
福浦村	一、六二〇	〇・三	五、三四〇	漁 村	3 全町村都市計画区域。岩、真鶴飛地あり。吉浜、湯河原に衛生事務に関する組合。吉浜、福浦と真鶴、岩両町村間に夫々中学校事務組合、真鶴、岩、福浦に衛生事務に関する組合が設置されている。
真鶴村	六、四六二	一・一	五、八七五	漁 村	4 湯河原町に隣接する熱海市泉町(人口二、〇〇〇)は、行政区画が異なるのみで、社会、経済的には全く一体性をなしている。今後問題を残している。
岩 村	二、一九五	四・五	四八八	農村(果樹)	5 片浦村は上記町村とともに、西湘地区を形成し、相互に産業的類似点も多いのでこれら町村との合併も考えられる。
計	二五、六四八	四七・一	五四四		

『神奈川県町村合併誌』上巻 237～240頁)

鵜飼試案は、西相地区の町村合併については西相三町三か村の合併が最も望ましいとしながらも、片浦村については小田原市への編入の可能性も視野に入れていた。また鵜飼試案では「県境を超えた静岡県泉地区と湯河原町との合併について」も言及し、泉地区と湯河原とはただ行政区画を異にするだけであり、幸い町村合併促進法が改正されて、県境にまたがる区域の合併も可能となったので、西相地区との合併と共に泉地区の合併も考えら



市町村合併促進啓発用リーフレット（1954年）

れるべきとした。そうなければ人口が三万人を超え、市制実現も可能となり、鵜飼案は湯河原町の市制実現追求に
はずみをつけるものであった。

県の町村合併計画書

鵜飼案が出されたところになると、町村合併を行なう際の問題点もかなり具体的になってきた。そ
れの中でも大きく浮かび上がってきたのが、真鶴町・岩村・福浦村の水不足解消の問題であっ
た。

これに対しては、県の支援を得るべく検討がなされ、一九五四年（昭和
二十九）五月二十四日に足柄下地方事務所長と関係町村による上水道問題
の検討会が開かれた。さらに六月十七日には県会議員中井一郎・県企業庁
水道局長・足柄下地方事務所長・関係町村長・議長を集めて水量調査の打
ち合わせが行なわれた。そして水量調査の結果、足柄下事務所長は八月十
一日、県営上水道を作って現在人口の水の需要をまかなうことが可能であ
るという報告を行ない、水の問題は一応の解決をみた。

一方、この間の一九五四年（昭和二十九）七月三日から二十四日にか
けて開催された、神奈川県町村合併促進審議会の第十六、第十八回の会議に
おいて、中郡・高座郡・足柄上郡・足柄下郡・愛甲郡・津久井郡・三浦郡
の合併計画案が次々と決定され、七月二十四日これら全部をまとめて神奈
川県町村合併計画案として通知公表された。

このうち、足柄下郡については、小田原市を中心とする地域、箱根地区、

下中村と前羽村、そして西相三町二か村の四つの地区に分け、その地域の町村合併を提示したが、片浦村については、これらのどこにも置かれず独立して記載するという取り扱いをした。そして「片浦村は小田原市又は西相地区町村いずれと合併するも適当」として、その意思決定を片浦村自身にゆだねる対応をとった。これは西相地区三町三か村の合併を「最も望ましい」とした鵜飼案からみるとより実現性の高い答申といえるものであった。

神奈川県町村合併計画案（神奈川県町村合併促進審議会答申）

足柄下郡

（一九五四年七月十二日決定）

市町村名					人	面	積	密	度
湯河原町	吉浜町	福浦村	真鶴町	岩村	計	二五、六四八	四七・一	五四四	
一〇、〇五四	五、三一七	一、六二〇	六、四六二	二、一九五		一八・九	二二・三	五、三四〇	五三三
							〇・三	五、三八	二三八
							一・一	五、八七	五八七
							四・五	四八八	四八八

一、湯河原、吉浜、福浦、真鶴、岩の五町村は合併すべきである。

（『神奈川県町村合併誌』上巻 336頁）

その後片浦村は、同年八月二十四日、正式に小田原市への合併を決定した。そこで岩村以西の三町二か村は改めて同日に湯河原町役場に集まり合併の意思を確認したのであった。

そこでは、熱海市泉地区を西相地区町村の合併に併行して勧誘すること、合併の時期は一九五五年（昭和三十）四月一日を目途とすること、新たな役場は湯河原駅付近に置くこと等が確認された。



町村合併関連記事
(1948年11月2日『神奈川新聞』)

夢と消えた湯河 片浦村が抜けた後の西相五か町村は、一九五四年（昭和二十九）十一月には、新町名をどうする
原町との合併 にかんしては、課題を残すのみで、他に合併についてはほとんど障害がない状態となった。

町村合併促進法は、合併に至る手続きも定めていたが、その第五条では「町村合併をしようとする町村は、町村合併を促進するために必要な調査を行い、第六条第一項に規定する新町村建設計画の策定その他町村合併に関する協議を行うため、地方自治法第二百五十二条の二第一項（協議会の設置）の規定により、町村合併促進協議会を置くことができる」と規定していた。この規定は「置くことができる」というものであるが、これによつて設置された協議会は地方自治法・町村合併促進法に基づいた組織で、町村合併で最も重要な作業である新町建設計画の策定を行なうことを主要な任務としていた。この新町建設計画を策定した後、町村合併についての住民の意思を確認するために「協議」という名の議会の議決を経て、都道府県知事に対し合併申請をなすこととされていた。

一九五四年（昭和二十九）九月以降、西相地区三町二か村の合併について、大綱ができあがり関係町村で各々住民に対し説明会を行ない、住民の意見の聴取も行なわれた。その

結果、三町二か村の合併が固まったと判断した関係者は、同年十一月二十九日、従来片浦村も含んで活動してきた西相町村合併調査協議会を解散し、翌十一月三十日に町村合併促進法に基づく西相町村合併促進協議会を設立した。そして十二月四日から正式に活動を開始したのであった。

西相町村合併促進協議会は事務所を湯河原町役場に置き、委員は関係町村の議会の議長・各議会から選任された議員各二人・関係町村長・関係町村職員各一人並びに関係町村長が協議により定めた学識経験者各二人の計三五人で構成された。この協議会は、以前から協議を進めてきたメンバーが名称を変えただけであり、本来の任務であった新町建設計画書の作成は早くも翌一九五五年（昭和三十）一月二十二日に完成し発表された。その概略を示せば次の通りである。

新町建設計画書

一、新町名

1、関係町村名

2、合併の形式

二、新町建設の基

本方針

1、神奈川県足柄下郡岩村・真鶴町・福浦村・吉浜町及び湯河原町

2、神奈川県足柄下郡岩村・真鶴町・福浦村・吉浜町及び湯河原町を廃しその区域をもって〇町を置く

二、新町は神奈川県最西南部に位する東南方は相模灘に面し、南西部は県境千年川を經し、静岡県熱海市と静岡県田方郡函南村に接し、北西部は足柄下郡箱根町に北東部は岩村石名坂を境に小田原市に隣接する。この地域の面積四六七六平方呎、人口二五、六三〇人、戸数五、三二八戸を有する。

往古この地は早川の庄又は土肥郷と称し、人情風俗共に全く同じであつて、地理的条件も或いは産業の生産的形態も実にこれに直結する消費部面にあつても、悉くこの地方に於て営まれる住民の生

活経済圏としての一環性は極めて高いものであった。従って今般の町村合併によって実にこの状態は渾然一体となり、より合併の意義は高く評価されなければならない。而してこの合理性の基盤において、新しい町の建設方針を掲げれば概ね次の通りである。

即ち新町の区域には西相地区唯一の湯河原温泉があり、真鶴岬を中心としたその周辺の海岸地帯には風光明媚な漁港地区があり、又吉浜海岸の海水浴場等は、夙に京浜方面にその名を知られて居る所である。近時この地区一帯が観光開発に力をそそぎ、現に湯河原町の一部及び真鶴岬等は県立公園の指定を受け、吉浜に於いてもカンツリークラブの創立を見て、毎週末及び休日等はこの施設によって京浜人士の来遊するものとみに多きを算える状況に到つてゐる。そこで現実の關係町村の、この行政実績を基盤とし、更に総合的にこれを関連せしめ、立体的大観光都市建設に邁進するこの新都市建設に当つては、次ぎの事項は強力にこれを推進せしめなければならない。

1、都市計画法に基く湯河原駅下土地区画整理事業は将来新都市の中心部となるべきものである。よつてこの計画を基本とし更に東海道線以南新崎川以西の水田地帯は同一規模によつて土地区画整理を実施する、この地域約六〇万坪極めて理想的な都市の構成を行わしめて人口三万は優に収容し得る、更にこの周辺の台地上には環境の勝れた住宅地区の指定を行う。

2、新町は公営の温泉を所有する。源泉は湯河原温泉場に求める。而して土地区画整理事業の施行と共に効率使用可能なる地区に計画給湯を行い、この地区の地域指定を行う。

3、観光開発に関しては特に未利用資源の開発に重点を置く。これは当面真鶴岬の完全公園化と城山公園の開発である。前者は海浜公園として近代施設を施し、後者は山岳の史蹟公園とし山の家を併設する、更に真鶴港には近代的水族館を新設し吉浜海岸は施設の完備と共に名実共に京浜の夏季リレーションの地とする。

三、町役場支所又は出張所の統合整備に関する事項

1、町役場の位置

2、町役場建築物の増改、新築の方針

四、前各号に掲げるものの外町村合併の目的を實現するために必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項

1、観光開発に

4、漁港の整備と相まって海洋資源の開発に力を入れる、特に将来の遠洋漁業については施設の充実と共に漁民の生活向上に大眼目を置く。このためには漁船修理工場、冷凍施設、各種水産加工、工場の誘致建設等過剰労働力の吸収に努める。

5、順次上水道事業を拡張し全地域に水道網を完備、完全衛生都市の建設を図る。

1、合併の直後

神奈川県足柄下郡湯河原町宮下六二六番地現湯河原町役場とする。

2、第一年度に於いて湯河原駅より十分以内の地区に鉄筋コンクリート建四階（地下一階）建坪五〇〇坪の庁舎を新築する。尚この庁舎と併設観光会館を設置する。

1、新町はその立町の基本理念に基き観光開発については特に次ぎの各事項を強力に推進するものと

関する事項

する。

- (一) 真鶴港宮の前（真鶴町有地）に近代的水族館を新設する。
- (二) 公園開発事業については次ぎの二地区に夫々の特色を呈した公園施設を早急に整備充実する。
 - (1) 県立真鶴半島公園については景観を主体として自然海浜公園とする、この公園に整備するものは自然動物園各釣場に通ずる海岸循環道路の建設、園路の拡充、モータープールの建設及び園内遊園施設の整備。
 - (2) 県立奥湯河原公園については特に神奈川県八景第一位の城山公園の充実を図る、この公園に整備するものは水道施設、パンガロー村並に県立山の家の移築、休憩所の新設、園路の整備及び湯河原、箱根仙石原線よりの自動車道路拡張とモータープールの新設、電灯工事等の整備をする。
 - (3) 観光道路の新設については次ぎの二線を早急に実施し併せて各町村間の連絡道路を兼ねしめるものとする。
- (イ) 岩、真鶴連絡海岸道路延長九〇〇米巾員六米砂利道
- (ロ) 福浦岬線延長一、二八〇米巾員六米砂利道

この新町建設計画書を受けて、関係町村では住民への説明会が行なわれ、おおむね了解された。ところが吉浜町のみは住民に対する説明会も行なわなかった。そして、一月二十五日になり吉浜町は突如五〇〇ヘクタールに及ぶ財産区の設定と、農民に対し吉浜町有地二〇〇ヘクタールの開放をしたいと西相町村合併協議会に申し入れをしてきた。

この提案は、吉浜町以外の他町村は全財産を新町に引き継ぐという方針が決定されているなかで、重要事項の

変更となり、改めて住民の了解も必要となった。そうしたなかで一月二十九日に町村合併促進協議会が開催された。その場で、吉浜町より更に県営上水道の水源として新崎川の提供は一部地域の強い反対があつて難しいとの話が出され、またこれ以上の協議は打ち切りたいとの動議も出された。

こうして西相五か町村合併の動きは、ゴール直前までいきながら協議が整わず、一九五五年（昭和三十）二月十五日正式に解散を宣言した。真鶴町・岩村は湯河原町との合併の夢が消え、合併問題は新たな段階に入っていた。

2 新生真鶴町の誕生

新たな合併の模索

一九五五年（昭和三十）一月二十九日、真鶴町・岩村・湯河原町・吉浜町・福浦村の西相五か町村は、町村合併に向け最後の協議会を行なったが意見が整わず、一月末をもって西相町村合併促進協議会は事実上解散し、翌二月に正式に解散した。

この間、湯河原地区では福浦村長の斡旋で、福浦村・吉浜町・湯河原町の三か町村の合併促進協議会委員の集合が呼びかけられ、二月十一日には湯河原町役場でこれら三か町村による合併協議書が作成された。一方、同日真鶴地区では、真鶴町町村合併促進協議会委員・岩村町村合併促進協議会委員の連名による「西相町村合併不成立報告」が出され、西相五か町村は完全に二つに分裂してしまった。そして、福浦村・吉浜町・湯河原町は一九五五年（昭和三十）三月二十四日、一斉に合併申請の議決をなし、同年四月一日をもって、これら三か町村の合併による新生湯河原町が正式に発足した。

ところで、真鶴町と岩村は、福浦村と「隔離病舎」「火葬場経営」「組合財産の管理運営」について、真鶴町外

小田原へ合併打診

岩村議長ら鈴木市長訪問

下郡岩村町村長選挙入候補者富士
雄、同議員山崎龍雄氏はじめ同
村の要人、選挙代表者六名は五日
正午鈴木小田原市長を訪問、小田
原市合併に市側の意向を打診し
た。一行の質問は「県合併推進
では岩村と真鶴町との合併を勧告
されたと最近村長のあいだに小田
原合併の意見がつよい。将来岩村
が合併申し入れをした場合市側で
はこれを受入れる意向があるかど
うか」というもの。
鈴木市長はこれに対し住民の意
志が先決だ、真鶴なり、小田原

岩村の小田原へ合併打診の記事
(1956年6月6日『神奈川新聞』)

としては、町村合併によっても一部事務組合による共同事務処理事項は影響を受けず、これを解消する必要があるというものであった。

この問題はその後を引き、ようやく一九五六年（昭和三十一年）三月になり、真鶴町外二ヶ村組合財産については、真鶴町・岩村及びかつての福浦村をその一部にもつ湯河原町が各々持ち分を放棄し、真鶴町と岩村で組織する一部事務組合に引き継ぐということで決着を見た。そのうえで、この一部事務組合に引き継がれる火葬場の使用について、湯河原町大字福浦（旧福浦村）の住民に限って、一九五六年（昭和三十一年）四月一日から三年間については、真鶴町・岩村の住民と同料金で使用できるとする暫定協定書が、真鶴町・岩村・湯河原町の三者の間で締結された。

こうした動きのなかで、西相五ヶ町村の中で取り残された形になった真鶴町と岩村の合併問題がクローズアップされてきた。神奈川県は、真鶴町と岩村が地理的に隣接していること、また真鶴町・岩村事務組合をつくり、

二ヶ村組合をつくっていたが、福浦村が湯河原町の一部となったため、その解散問題が浮かび上がってきた。真鶴町と岩村は、福浦村が湯河原町と合併するところが確実となった一九五五年（昭和三十一年）三月下旬に組合解散を議決し、同月三十一日をもって解散することに決めていた。しかし、福浦村は財産等の処置について納得せず、形式的には福浦村を含めて真鶴町外二ヶ村組合はその後に残ることとなった。福浦村の主張

「組合財産の管理」「中学校教育」「隔離病舎」「火葬場経営」に関して共同処理を行なってきた等の理由から合併を指導していた。

しかし、岩村では鯿^{ぶり}景気で漁業関係者の発言力が大きく、小田原市相海漁業経営組合と共同事業をしていた岩漁業協同組合は小田原市との合併を追求し、また石材関係者からもその権益が侵されるのではないかとの危惧の声があがり、真鶴町との合併には消極的な意見が多かった。一九五六年（昭和三十一年）に入り、町村合併促進法の有効期限である九月末日が近づいてくると、岩村では小田原市への合併か、真鶴町との合併かであわたさしくなってきた。

一九五六年（昭和三十一年）五月二十二日午後七時三〇分、岩小学校に村会議員・旧村長・旧議員・漁場組合長・農協組合長・婦人会長・PTA会長・公民館長・小学校長・郵便局長・青年団長・保育所長・教育委員・農業委員会長・選挙管理委員長・民生委員さらに勤友会という勤め人の会の代表者と、岩村におけるほとんどすべての団体を代表する人たちを集め、町村合併懇談会が開催された。そこでは、小田原市と合併した場合と真鶴町と合併した場合と各々について検討がなされた。懇談会の中では、小田原市と合併するよりも真鶴町と合併する方が必然だろうという意見も出されたが、大勢にならなかった。こうした雰囲気を受けて六月五日には、収入役と議会代表四人が小田原市を訪れ、小田原市との合併の意思を表明し小田原市の意向を聞いた。これを受け小田原市長は「住民の意思を尊重する」と答え、小田原市との合併実現に向け、岩村住民投票の実施がとりざたされることとなった。

岩村への合 一九五六年（昭和三十一年）六月に入ってから岩村のこうした動きに対し、真鶴町長と真鶴町議会議員申し入れ 長は六月十五日、連名で岩村長に対し正式に「町村合併申し入れ」を行なった。申し入れは六つ

の基本方針から成っていた。

一、合併の形式 合体合併

二、議員の定数及び選挙区

第一回の選挙に限り選挙区を設け、その定数は公職選挙法施行令第九条の特例規定を適用して、人口比例によらないこととし、協議の上定める。

三、漁業権問題

漁業協同組合は現況のままとし、岩村の漁業に対する權益を尊重し、真鶴町側はこれを侵犯しない。

四、岩村住民の保有する石材採掘権及び漁業者の保有する既得權益は尊重し、真鶴町側はこれを侵犯しない。

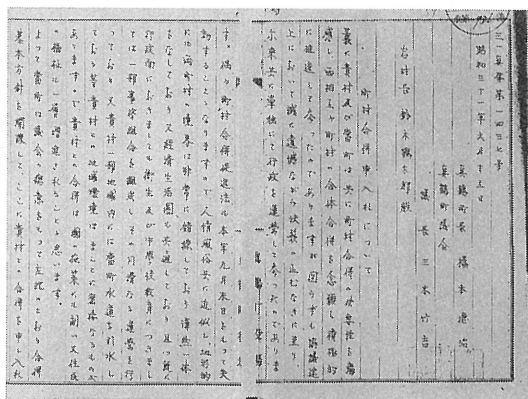
五、行政担当者

新町の助役は町長の選出されない方の旧町村内の住民中から選任することとする。

六、その他については協議して定める。

同時にこの日、真鶴町は県地方課長に対し合併促進を要請し、さらに同日県の合併促進審議会長（神奈川新聞社長）に同じく合併促進を要請した。

岩村ではこうした事態を受けて、六月三十日から七月四日にかけて



岩村への町村合併申し入れ書（1956年6月）

て、婦人・農・漁・サラリーマン・石材・商業の各部門において合併研究懇談会を実施し、村で作成した小田原市と真鶴町双方の厚生・教育・税金・社会・文化活動の各分野についての比較検討を行なった。合併研究懇談会では、日ごとに真鶴町との合併に賛成する者が増え、これらの総決算ともいえる村民大会が七月八日に開催されると、真鶴町との合併が多数意見として可決された。

岩村民の意向が明確になると、翌七月九日には岩村正副議長は六月十五日の申し入れの回答のため真鶴町を訪れ、九月三十日を目途に真鶴町と合併することに決定した旨の回答を行なった。これを受けて七月十一日には真鶴町でも改めて町議員全員協議会を開き、九月三十日を目途に岩村と合併することを正式に決定した。こうして真鶴町と岩村の合併への動きは一九五六年（昭和三十一年）七月に入り急転回をみせることとなった。

七月二十二日には真鶴町の亀ヶ崎園で第一回の真鶴町岩村町村合併促進協議会が開催された。この場には、二日前に作られた真鶴町岩村合併促進協議会規約に基づいて、真鶴町・岩村から各々一〇人の委員が出席し、正式に協議会規約の制定を確認した。こうして、町村合併促進法に基づいた正式手続きが開始され、真鶴町と岩村の合併は一気に進むこととなった。

合併協議の成立

以後合併協議は順調に進み、八月十七日にはすべての協議が整い、八月二十一日に真鶴町・岩村の全住民に合併協議成立報告書を折り込みで報告できるまでになった（『資料編』897～899頁）。「ただし、このすべての協議が整った」というのには若干わけがあった。

それは、上水道事業、公営住宅六〇戸建設、中学校講堂の新設等の建設事業と完成年度等については順調に話し合いが進んだが、折り合いのつかない問題があって、それが結着したということであった。その問題とは、新町名をどうするかということであった。岩村は対等合併という立場から、新町名を真鶴側に要求していた。これ

県立真鶴半島公園の管理権を新町に委任することを求めた県への要望などを載せ、全体として新町建設への積極的姿勢をうかがうことができるものである。

新生真鶴町 一九五六年（昭和三十一年）九月五日、真鶴町長橋本徳治と岩村長鈴木鶴太郎は、連盟で神奈川県知事あてに「町村の廃置分合について」と題する合併申請書を提出した。これは地方自治法が町村合併について、関係市町村の申請に基づいて、都道府県知事が当該都道府県議会の議決を経て町村合併を決定し、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないとする一連の流れの中心をなす行為であった。

申請書は九月三十日をもって真鶴町と岩村を廃し、そこに真鶴町を置くことを申請した。神奈川県議会は、九月二十二日町村合併促進法失効（九月三十日）を目前に残っていた真鶴町と岩村の合併、愛甲郡煤ヶ谷村と宮ヶ瀬村の合併、箱根の全山合併、愛川町と中津村の合併、愛甲郡荻野村の厚木市編入、平塚市周辺の大合併、伊勢原町への岡崎村の分村合併等をすべて可決し、神奈川県における町村合併は、金目村の平塚市合併問題のみを残しことごとく解決した。

こうして、名実共に新生真鶴町が一九五六年（昭和三十一年）十月一日に誕生した。合併直前の真鶴町と岩村の状況は概略次表のようであった。

表12 関係町村の現況表

人口	現官報公示	区別		
		真鶴町	岩村	合計
人口	六、七六四人	三、三一四人	九、〇七八人	
密度	六、七二〇人	二、二五八人	八、九七八人	
	三、一七六人	五〇五人	一、三七五人	

第5章 豊かな自然と観光立町

官 公 署	業 態 生 産 の 割 合	区 域	人 口 増 加 率 (三ヶ年)	連 た ん 状 況 戸 全 戸 数 に 対 する 割 合 数	戸 数 官 現 報 公 示 在
巡査駐在所	役小郵便局 学便停車場 その他農業 その他農業 計	南東面 北西積	昭和28年 昭和29年 昭和30年	昭和28年 昭和29年 昭和30年	昭和28年 昭和29年 昭和30年
一 一 一 一 一	一、五八三人 一、四一四人 一、九九七人	二、一三平方 二、八一平方 〇、九〇平方	昭和28年 2% 昭和29年 3% 昭和30年 3%	九六八戸 六八%	一、四二四戸 一、四〇三戸
一 一 一 一 一	三三八人 六一九人 九五七人	四、四七平方 二、八一平方 二、五〇平方	昭和28年 1% 昭和29年 0.5% 昭和30年 2%	一六〇戸 三二%	四六七戸 四六〇戸
一 一 一 二 二 二	九二一人 二、〇三三人 二、九五四人	六、六〇平方 八、六一平方 二、五〇平方	昭和28年 3% 昭和29年 2.5% 昭和30年 5%	一、一二八戸 六〇%	一、八九一戸 一、八六三戸

区別	中学校以上		真鶴町	岩村	合計
	公営企業	文化施設			
	上水道	公園 公民館 図書館	一	〇	一
	一	一 一 〇	一	〇 一 〇	二 一 〇
	二				

町村合併成立二五年後の一九八一年（昭和五十六）九月三十日、真鶴町は真鶴町民憲章を定めた。憲章は「ひかり輝く相模の海にのぞみ、緑豊かな真鶴半島は、町民の心のふるさとです」という言葉で書き出され、以下の五か条を定めている。

- 一 自然と環境を大切にし、次の世代に伝えましょう。
- 一 健康な心と体をきたえ、仕事に誇りと責任をもちましょう。
- 一 お互いに仲良くし、思いやりの心を育てましょう。
- 一 きままりや約束を守り、平和な明るい町にしましょう。
- 一 教養を高め、文化の香り豊かな町にしましょう。

憲章は真鶴の豊かな自然を町の存立の基本ととらえている。こうした思いを胸に、過去の歴史に学びながらこの町の将来を見えることは、私たちの責務でありかつ喜びとするところでもある。本書がその一助となることがあれば、執筆者一同望外の幸せとするところである。